

平成 2 3 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第1日）

9月15日（木曜日）午前10時03分 開会
午後 2時34分 散会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 報告第 6号 平成21年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の修正報告について
- 日程第 6 報告第 7号 平成22年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第 8号 平成22年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について
- 日程第 8 報告第 9号 市立赤平総合病院経営健全化計画の平成22年度実施状況について
- 日程第 9 議案第 21号 赤平市課設置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 22号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 23号 赤平市税条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第 24号 赤平市債権管理条例の制定について
- 日程第13 議案第 25号 赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第14 議案第 26号 市道の認定について

- 日程第15 議案第 27号 市道の廃止について
- 日程第16 議案第 28号 平成23年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第17 議案第 29号 平成23年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第18 議案第 30号 平成23年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第19 議案第 31号 平成22年度赤平市一般会計決算認定について
- 日程第20 議案第 32号 平成22年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第 33号 平成22年度赤平市老人保健特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第 34号 平成22年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第23 議案第 35号 平成22年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について
- 日程第24 議案第 36号 平成22年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第25 議案第 37号 平成22年度赤平市霊園特別会計決算認定について
- 日程第26 議案第 38号 平成22年度赤平市用地取得特別会計決算認定に

- について
- 日程第 27 議案第 39号 平成22年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第 28 議案第 40号 平成22年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 29 議案第 41号 平成22年度赤平市水道事業会計決算認定について
- 日程第 30 議案第 42号 平成22年度赤平市病院事業会計決算認定について
- 日程第 31 一般質問
1. 竹村 恵一 議員
 2. 菊島 好孝 議員
- 追加日程第 1 議案第 43号 平成23年度赤平市一般会計補正予算

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 報告第 6号 平成21年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の修正報告について
- 日程第 6 報告第 7号 平成22年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第 8号 平成22年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について
- 日程第 8 報告第 9号 市立赤平総合病院経営健全化計画の平成22年度実施状況について
- 日程第 9 議案第 21号 赤平市課設置条例の一部改正について

- 日程第 10 議案第 22号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 23号 赤平市税条例等の一部改正について
- 日程第 12 議案第 24号 赤平市債権管理条例の制定について
- 日程第 13 議案第 25号 赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 14 議案第 26号 市道の認定について
- 日程第 15 議案第 27号 市道の廃止について
- 日程第 16 議案第 28号 平成23年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 17 議案第 29号 平成23年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 18 議案第 30号 平成23年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 19 議案第 31号 平成22年度赤平市一般会計決算認定について
- 日程第 20 議案第 32号 平成22年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 21 議案第 33号 平成22年度赤平市老人保健特別会計決算認定について
- 日程第 22 議案第 34号 平成22年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 23 議案第 35号 平成22年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について
- 日程第 24 議案第 36号 平成22年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について

- 日程第25 議案第 37号 平成22年度赤
平市霊園特別会計決算認定につい
て
- 日程第26 議案第 38号 平成22年度赤
平市用地取得特別会計決算認定に
ついて
- 日程第27 議案第 39号 平成22年度赤
平市介護サービス事業特別会計決
算認定について
- 日程第28 議案第 40号 平成22年度赤
平市介護保険特別会計決算認定に
ついて
- 日程第29 議案第 41号 平成22年度赤
平市水道事業会計決算認定につい
て
- 日程第30 議案第 42号 平成22年度赤
平市病院事業会計決算認定につい
て
- 日程第31 一般質問
1. 竹村 恵一 議員
2. 菊島 好孝 議員
- 追加日程第1 議案第 43号 平成23年度
赤平市一般会計補正予算

- 2番 五十嵐 美知 君
3番 植村 真美 君
4番 竹村 恵一 君
5番 若山 武信 君
6番 向井 義擴 君
7番 太田 常美 君
8番 菊島 好孝 君
9番 北市 勲 君
10番 獅畑 輝明 君

○欠席議員 0名

○説明員

- 市 長 高尾 弘明 君
教育委員会委員長 田口 敏弘 君
監査委員 小椋 克己 君
選挙管理委員会
委員長 壽崎 光吉 君
農業委員会会長 野村 繁 君
-
- 副市長 浅水 忠男 君
総務課長 町田 秀一 君
企画財政課長 伊藤 寿雄 君
税務課長 栗山 滋之 君
市民生活課長 片山 敬康 君
社会福祉課長 永川 郁郎 君
介護健康推進課長 斉藤 幸英 君
商工労政観光課長 伊藤 嘉悦 君
農政課長 菊島 美時 君
建設課長 熊谷 敦 君
上下水道課長 横岡 孝一 君
会計管理者 保田 隆二 君
消防長 中村 高庸 君
市立赤平総合病院
事務長 實吉 俊介 君

- 教育委員会 教育長 渡邊 敏雄 君
" 学校教育
課長 相原 弘幸 君

順序	議席 番号	氏名	件名
1	4	竹村 恵一	1. 市立病院の経営改善 について 2. 社会教育施設の管理 について
2	8	菊島 好孝	1. 第5次赤平市総合計 画について 2. 教育行政について

○出席議員 10名

- 1番 大道 晃利 君

” 社会教育 課 長	吉 村 春 義 君
監 査 事 務 局 長	下 村 信 磁 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	町 田 秀 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 島 美 時 君

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長	大 橋 一 君
” 総務議事 担当主幹	野 呂 律 子 君
” 総務議事 係 長	渡 邊 敏 一 君

(午前10時03分 開 会)

○議長(獅畑輝明君) これより、平成23年赤平市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、3番植村議員、5番若山議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から28日までの14日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から28日までの14日間と決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は26件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成23年第2回定例会以降平成23年9月14日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、大雨による被害状況について申し上げます。停滞した前線と台風12号接近による影響で、9月1日午後10時ころから降り出した雨が夜半より次第に強まり、2日午前10時50分には札幌管区気象台より赤平市に大雨浸水害警報、さらには午後1時15分に大雨土砂災害浸水害警報が発表となり、同日午後5時22分に警報が解除されました。本市の降雨の状況につきましては、消防本部の気象観測によると雨が降り始めた1日午後10時から6日午後1時までの総雨量は213ミリを記録し、特に2日午前零時から3日午前零時までの24時間の雨量は117.5ミリを観測しました。また、空知川の水位も上昇し、2日午後9時20分にははんらん注意水位であります44.90メートルを超過し、3日零時には最高位45.17メートルを記録しましたが、この時間が河川水位のピークで、その後は下降をたどったところであります。降雨による被害状況につきましては、人的、住家被害はなかったものの、土木被害として道路損壊等18路線、のり面崩壊1カ所、がけ崩れ1カ所、河川損壊等11河川となっており、これらの被害総額は約5,600万円の見込みとなっております。なお、若木町において発生したがけ崩れに伴い、付近住民1世帯3名が自主避難いたしました。今後も被害箇所の迅速な復旧作業に当たるとともに、関係機関との情報伝達を密にし、引き続き安全管理に努めてまいります。

次に、東日本大震災の対応状況について申し上げます。3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災の対応といたしまして、本市としましては災害対策支援本部を設置し、被災地に対する救援並びに支援等を行ってきたところであります。

職員の派遣につきましては、さきの定例会で報告いたしましたでしたが、8名の消防職員が宮城県石巻市へ赴き、行方不明者の捜索活動に従事したところでありますが、さらに待機しておりました保健師につきましてもこのたび福島県を通じ同県浪江町より要請があり、9月5日から10月8日までの間2週間交代で延べ3名の保健師が二本松市にあります浪江並榎町の仮設住宅を訪問し、健康相談等に従事しているところでもあります。また、空き家となっている公営住宅13戸につきまして避難者向け住宅として用意し、一部の生活用品の整備を含め避難者の受け入れ態勢を整え、現在も福島県から1件7名の方を受け入れており、さらに今月の22日には新たに岩手県より1世帯2名の方々が避難されてくる予定となっております。多くの市民からお寄せいただきました義援金につきましても随時日本赤十字社を通じ送らせていただいているところであり、市役所ほか市内7カ所の公共施設内に設置している義援金箱につきましては9月30日まで設置し、引き続き皆様のご協力をお願いしてまいります。

いずれにいたしましても、いまだ行方不明の方々や避難されている方が大勢おられ、原発事故の収束の見通しが立たないといった大変厳しい状況ではありますが、被災地の一日も早い復興を願うところであります。

次に、地域振興対策の要望行動について申し上げます。空知地域は、農業就労者の高齢化や担い手不足などから農業地域の活力低下や農業生産構造の弱体化が進み、また産炭地域では炭鉱閉山による人口減少や地域経済基盤の脆弱化が著しく進行しております。このため空知地方総合開発期成会により空知管内全体の発展に向けた広域的、管内的重要課題等を集約し、地域経済と住民生活の自立を目指す提案や要望を取りまとめ、7月21日に北海道知事並びに北海道議会などの関係機関へ、7月28日には関係各所政務三役へ、7月29日には資源エネルギー庁ほか関係省庁に対して予算の優先配分や財政の激変緩和などに加え、特に産炭地域の再生に向けた産炭地域

振興対策についても要望行動を行ったところであります。あわせて7月28日には北海道石炭連絡会議により空知、釧路地域における産炭地振興対策について、7月29日には中・北空知廃棄物処理広域連合により一般廃棄物処理施設整備に関する財政支援について経済産業省ほか関係省庁に対して要望行動を行ったところであります。

次に、地方交付税について申し上げます。平成23年度の普通交付税につきまして総務省は8月5日に決定し、同日閣議報告されたところであります。都道府県を除く全国市町村では対前年度比4.0%の増となりましたが、道内市町村においては0.02%の微減、交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債を含めると2.2%の減となり、当市におきましても普通交付税決定総額で2.1%の減、臨時財政対策債を含めると4.3%の減となり、平成21年度に増加に転じて以来3年ぶりに減額となったところであります。減額となった主な理由としては、昨年度に実施された国勢調査による人口が平成17年度の前回調査時と比べて1,764人の減少と非常に大きかったことが主な要因となったところであります。今後におきましては、地方自治体が担う住民に身近な行政サービスに応じた安定的な財源を確保するため、地方交付税のさらなる拡充を全国市長会等を通じて強く要請してまいります。

次に、春季住民懇談会の開催について申し上げます。市民の皆様と情報を共有し、まちづくりを推進するため、昨年度から春と秋の年2回の住民懇談会を定期的で開催しております。このたびの春季住民懇談会につきましては、市長選挙の年に当たり、6月に政策予算が決定されることから、6月議会終了後の6月27日から7月6日にかけて市内7会場において開催し、今後4年間の所信表明並びに平成23年度の主な施策の内容と予算について説明し、懇談を行ったところであります。懇談会の開催に当たり、市広報や街頭放送、公共施設内にポスターを掲示し、市民周知に努めたほか、各町内会長あてに参加呼びかけを行ってまいりましたが、昨年秋の73名を若干

上回る76名の参加にとどまる結果となり、秋の懇談会については会場数を倍の14カ所にふやし、市民の皆様が参加しやすい環境をつくってまいります。今後懇談会でいただいた市民の皆様の貴重な意見等を市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、あかびら火まつりについて申し上げます。ことしで40回を迎えたあかびら火まつりにつきましては、あいにくの雨に見舞われたものの2日間のプログラムを無事終了することができました。火まつり開催前の6月29日からの3日間、交流センターみらいの屋上において火まつりのPRも兼ねた資金造成のビアガーデンが実施され、また前日の7月15日には節目となる40回を記念して赤平観光協会主催による赤平市民花火大会を開催し、本番に向け大いに盛り上がりを見せたところでもあります。特に花火大会につきましては、10年ぶりの開催となり、市民の皆様から寄附やうちわ等の販売、吉本興業によるお笑いライブの開催、市内外の企業の協賛により実現したもので、市内外から大勢の方々にご来場いただき、赤平の夜空を彩った花火に大きな歓声と拍手が沸き起こっております。本番となる7月16日は、赤平中学校吹奏楽部の演奏に始まり、夜には赤ふんランナーによるたいまつパレード、火太鼓、火文字点火、翌日17日は市民おどり、歌謡ショーやみこし渡御、そして集火式でのフィナーレを迎え、2日間にわたり多彩な催しの中で活気あふれる火まつりとなったところでもあります。実施に当たりまして多数の市民の皆様、そして市内企業や各関係団体の皆様など大変多くの方々のご協力に支えられ、無事終了することができましたことに心よりお礼申し上げます。来年も市民の皆様に喜んで参加していただける火まつりとなるよう内容の充実に努めてまいります。

次に、黎明の像安全平和祈願祭について申し上げます。8月9日、赤平神社におきまして平和赤平市民会議主催により第39回黎明の像安全平和祈願祭が開催されたところでもあります。炭鉱でとうとい命を失った人々や殉職者を忍び、遺族など約20人が参列し、冥福を祈り、平和と安全を誓ったところであり

ます。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。7月5日、市主催による戦没者追悼式を交流センターみらいにおいて開催し、戦没者の遺族や関係者約50人が参列し、しめやかに行われたところでもあります。

次に、社会を明るくする運動の啓蒙活動について申し上げます。7月16日に第40回あかびら火まつり会場において、第61回社会を明るくする運動として関係団体約130人の参加により、会場内でPR用のうちわやティッシュ等を配布し、啓蒙活動を行ったところでもあります。

次に、交通安全運動について申し上げます。7月15日から24日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力をいただきながら、夏の交通安全運動を展開したところでもあります。運動に先駆け、13日には地元企業から寄贈いただいた交通安全絵馬2,000枚を各小学校、幼稚園、保育所の子供たちに贈呈し、交通安全意識の高揚に努めたほか、運動期間中には早朝の街頭指導を初め延べ1,186人のご参加をいただき、子供と高齢者、2輪車、自転車、居眠り運転、交差点の交通事故防止、シートベルト、チャイルドシートの正しい着用キャンペーンを実施し、効果的な運動を実施いたしました。今後におきましても市民一丸となって交通事故防止に当たるため、交通安全の意識高揚と啓蒙に努め、住民参加の運動を展開し、特に子供や高齢者等のいわゆる交通弱者を事故から守るため、より一層創意と工夫により交通事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、赤平市消防演習について申し上げます。7月10日、コミュニティ広場において消防職団員の資質向上と士気の高揚並びに地域住民に対する防火思想の啓蒙普及を期することを目的とした赤平市消防演習を開催し、市内外より多数のご来賓の出席をいただいたところでもあります。演習では規律訓練、ポンプ車操法及び一斉放水などを実施し、日ごろの訓練の成果を発揮し、終了したところでもあります。

次に、赤平市総合防災訓練について申し上げます。

9月1日の防災の日を前に、8月27日午前9時50分より茂尻、百戸地区を対象として東公民館を会場に、市職員及び消防職団員を初め赤歌警察署、茂尻、百戸地区の住民など260名の参加をいただき、赤平市総合防災訓練を実施したところであります。本訓練は、緊急地震速報が北海道全域に発せられ、赤平市に最大震度6弱の大地震が発生したとの想定により、住民避難訓練、収容避難所開設運営訓練及び炊き出し訓練など11に及ぶ訓練を実施したところであります。3月11日に発生した東日本大震災を教訓として防災体制の一層の強化を図り、万が一災害が発生した場合においても本訓練の成果が被害の軽減につながるよう努めてまいります。今後におきましても市民の生命、身体及び財産を守る消防防災活動について市民各位のご理解をいただくとともに、消防力の一層の充実強化を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりに向けて積極的に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（渡邊敏雄君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、市内小中学校の適正配置計画についてであります。少子化の進行による市内の小中学校の児童生徒数の減少を受け、良好な教育環境を確保することを目的に昨年9月から学校教育条件整備審議会に対して教育環境の充実について諮問しておりましたが、その答申が6月29日に出されました。答申は、同30日に開催された教育委員会において承認され、また市議会総務文教常任委員会にも報告を行ったところであります。内容につきましては、既に新聞等で報道されておりますが、今後はその答申を尊重し、教育委員会において具体的な計画づくりを進め、今年

度中にも具体化構想を策定するよう準備を行ってまいります。

次に、赤平高校についてであります。赤平高校については、前定例会においても報告しているところでありますが、道教委の考え方によりますと高校教育は一定規模での教育が望ましいこと、地元中学生の志願率が低いこと、近隣に通学可能な普通科高校があることなどを理由として、昨年公表されました道教委による公立高等学校配置計画で赤平高校は平成25年度に募集停止となったところであります。7月26日には、公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催されました。私は、赤平高校の現状と道教委による配置計画の指針に対する赤平市の考え方を再度意見発表させていただきました。赤平市において志願者確保に努力しましたが、微増にとどまったことなどから地元からの志願者が2割程度であるが、道教委による近隣に通学できる高校があるからとの主張についてそれすらも困難な生徒がおり、机上論だけでは判断できない問題であることから、道教委への対応を求めました。また、今後道教委の計画が進められた場合、将来的に普通科高校が滝川などの大きな都市にしかなくなることになることは明らかであり、地元から高校がなくなることは簡単なことではないことも重ねて主張してまいりました。道教委においては、持ち帰って検討するといいいながらも今までの考えを繰り返すばかりで、計画の変更は念頭にないような対応に強い憤りを覚えたところであります。9月6日には今年度の公立高等学校配置計画が決定され、残念ながら計画の変更はありませんでした。赤平高校は、1間口という小規模ではありますが、市の補助の拡大を活用しての各種の技能や資格の取得、大学、短大への指定校枠の活用などで着実に力をつけていることはご承知のとおりであります。極めて厳しい状況ではありますが、今後も道教委に対しては存続を求めてまいります。何よりも道教委の計画の撤回をするには、地元からの志願者の確保が唯一最大の方策であると考えます。引き続き関係方面の協力を得ながら、志願者確保に取り組ん

でまいりますので、ぜひ地元高校への進学について市民のご理解、ご支援をお願いするところであります。

次に、道教委指導主事の学校訪問の要請であります。指導主事の学校訪問は、今年度から1次訪問と2次訪問に分けて行われることになりました。1次訪問については、教育課程の編成、その実施や評価など主に学校経営にかかわるものについて管理職を対象として指導主事から指導、助言を受けたところであり、6月21日から始まり、既に全7校で実施済みとなっております。2次訪問については、7月12日から始まり、現在まで2校が終了しております。2次訪問の内容は、昨年度までの訪問と同様で、学校教育に関する専門的事項や教育実践上の諸課題についての助言を行い、学校教育の充実向上に資することを目的としており、全学級での授業公開、教職員との研究協議や教育課程編成上の問題、研修及び研究の推進、学習指導、生徒指導、健康、安全に関して指導主事から助言をいただいたところであります。今年度も校内研修にかかわる特設授業として授業研究と全教職員による研究、協議の場を設けることにより、さらなる学校教育の充実向上を目指しました。なお、残る5校については、今学期中に実施する予定であります。

次に、全国学力・学習状況調査についてであります。この調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象に国語、算数、数学の2科目について実施するとしていたところであります。本調査は、今年で5年目を迎えるものでしたが、3月に東北地方を襲った大震災の影響により、文科省において今年度については実施しないことを決定したところであります。しかしながら、北海道教育委員会は、北海道の費用負担により全国学力状況調査の問題冊子を活用した学力等調査として道内各市町村の全小学校の児童生徒を対象にして9月27日実施したいとの意向を表明いたしました。本市においては、昨年においても道費負担による希望利用を含め全校で実施していること、また道内他市町村においても同様に実施すると

の意向であったところから、本市でも児童生徒の学力や学習状況を把握して教育指導や学習状況の改善に寄与できるものとの観点から実施を希望するとして道教委に意向を伝えているところであり、現在実施に向け準備を進めているところであります。

次に、第40回あかびら火まつりによる市民おどりの児童生徒の参加についてであります。教育委員会が全学校を取りまとめてから今年で12回目になりますが、今年も全小中学校にかかわる地区育成会及び教師、保護者、児童生徒を含めて236名の参加があり、市民おどり参加者のおよそ半数を占めております。これらの地域行事に学校教師、地域父母、児童生徒が積極的に参加することにより、子供が地域の構成員として認識されることはもちろんのことです。ありますが、同時に教職員が地域の一員としてかかわることにより学校と地域の連帯がより強固なものとなり、地域とともに歩む学校づくりの一翼を担っているものと考えます。

次に、中体連各種大会の結果について申し上げます。中空知大会では、赤平中学校の男子卓球部が団体で3位、個人戦において1名が入賞、男子ソフトテニス部では団体で優勝、個人で2組が入賞、女子バレー部が優勝、それぞれ全空知大会へ出場権を獲得しました。また、中央中学校は、女子バレー部が2位、バドミントン女子ダブルスで1組が入賞して、それぞれ全空知大会へとこまを進めました。次に、全道大会の出場では、陸上競技で赤平中学校3年の石井君が100メートルと4種競技の2種目で優勝、中央中学校の2年の横山君が3,000メートルで2位となり、また全道全空知柔道大会66キロ級では赤平中学校の2年、堀君が優勝、それぞれ全道大会へ出場を果たしました。陸上、柔道とも全道大会では上位の成績をおさめることができませんでしたが、最後まであきらめずに競技する姿に今後の活躍を期待せざるを得ません。中体連行事では、いずれの学校の部活動でも結果はどうあれ目標に向かって努力する姿勢は大変感動的で、精いっぱい活躍の中で中体連の全事業が終了しております。

次に、文化面では、第56回全空知吹奏楽コンクールが8月6日、岩見沢文化センターで開催され、赤平中学校吹奏楽部部員25名が中学校C編成に参加し、昨年に続き9年連続で見事金賞に輝きました。しかも、全空知管内出場14校中、全道吹奏楽コンクール出場代表校2校に選考されました。全道コンクールへの出場は、昨年に続き5年連続であり、まさに快挙と言えるものであります。これにより9月3日開催された第56回北海道吹奏楽コンクールを札幌コンサートホールキタラで発表することになりました。同コンクールC編成の部には全道各地から予選を勝ち抜いた27校が参加の中、持てる力を存分に発揮し、銀賞を受賞しました。金賞とはなりませんでしたが、今年は指導者がかわるといふ環境の変化もあり、それらに負けない頑張りでキタラの大ホールでの聴衆を前にしても落ちついたすばらしい演奏を披露してくれました。今後も活躍が大いに期待されるものであります。また、赤平中学校吹奏楽部は、火まつり会場での演奏を初め、8月28日開催の第7回赤平市赤い羽根共同募金チャリティーカラオケ大会にも参加し、地域福祉の向上に寄与するため数曲を披露し、市民より絶賛の拍手を受けたところであります。

同じく文化面ですが、第78回NHK全国コンクール空知大会、通称Nコンが8月23日、岩見沢市文化センターで行われ、赤平中央中学校合唱部が出場し、銅賞を獲得しております。今年は7校の参加でありましたが、5校が岩見沢市内からという状況の中、少数ながらまとまりのある見事な歌声を響かせ、立派な成績を上げてくれました。

次に、社会教育について申し上げます。6月以降は、季節的にも一年で最も活動的な時期であり、この間各種の社会教育事業が活発に行われました。まず、青少年健全育成事業として体験学習や遊びを通じて各種少年団体リーダー養成を目的としたふるさと少年教室が始まりました。9月3日までの5回開催のうち、6月18日の交流センターみらいでの開校式に始まり、7月9日には夕張市花畑牧場ほか体験学習を行い、月末には「チームワークを育てる」を

サブテーマとして紋別市オホーツク青年の家で1泊2日の宿泊研修を行いました。また、8月20日には夏季のスポーツイベント事業として青少年健全育成夏季スポーツ大会キックベースボール大会が行われ、各地区の育成会から10チーム、124名の小中学生が参加をし、スポーツを通じて地域交流を行っております。

次に、青少年センターにおきましては、補導員会議等を開催し、夏休み期間中の校外生活の決まりの浸透を図り、また関係機関や各地域と連携しながら、火まつりや各神社祭で巡回補導を行い、青少年の健全育成に努めました。

次に、東公民館関係であります。夏休み子供体験事業として市内の小中学生を対象とした夏休みいろいろ探検隊を夏休み期間中3日間開催し、手づくりの貝殻つき写真立てやお菓子の家づくり、市内のクリーニング工場見学などを行い、延べ67名の小学生が参加しております。

次に、社会体育関係であります。昨年より建設を進めていました市民プールが6月12日にオープンいたしました。オープンセレモニーには約100名の市民が集まり、初日には約200名の利用者がありました。8月末現在の全体の利用者は8,822人で、前年比約2倍となっております。中でも一般の利用者は3,231名で、前年比約7倍と飛躍的な増加となっております。関心の高さがうかがえるところであります。また、6月25日には第13回市民健康づくりウォーキングが行われ、39名の参加がありました。7月10日には新市民プールのオープンに伴う水中運動体験講習会を開催し、定員60名に対し52名の参加があり、好評により急遽北海道水中運動協会との共催で9月25日に第2回目を開催することとなりました。7月24日には第2回チャレンジ・ザ・スポーツ縄跳び大会が開催され、参加者は6名と少ない結果でしたが、新記録も誕生しました。また、記録は写真とともに総合体育館内で掲示しております。

次に、大雨による体育施設の被害状況について申し上げます。大型で強い台風12号の接近に伴い、9

月2日の空知管内は激しい雨に見舞われ、赤平市では9月3日午前中に空知川の水位が降水時撤去計画フロー図の出動、撤去作業の上限水位に迫ってきたため、午後から赤平パークゴルフ場での簡易トイレやティーグラウンド等を入場ゲート付近の高台に一時撤去し、午後1時より閉鎖いたしました。9月4日には内水が空知川に流れず逆流し、一部コース内にとどまる冠水被害があったものの夕方には水が完全に引いていました。その後、台風12号から変わった温帯低気圧や台風13号の北海道接近に伴い、局地的に激しい雨が予想されましたが、赤平ではそれほど影響がなく、空知川の水位も安定したことにより9月6日から復旧作業を開始し、7日再開に至ったところであります。幸いにも内水による冠水での土砂の堆積がなかったことや備品類の早期撤収等により被害が少なく済みました。今後とも関係機関との情報伝達を密にし、安全管理に努めてまいります。

以上、教育行政の概要について報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第5 報告第6号平成21年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の修正報告について、日程第6 報告第7号平成22年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について、日程第7 報告第8号平成22年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 報告第6号平成21年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の修正報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、既に報告済みの平成21年度決算に基づく赤平市健全化判断比率について、下記のとおり修正し、監査委員の意見をつけて次のとおりご報告させていただきます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率並びに実質公債

費比率につきましては修正はありませんが、将来負担比率につきましては債務負担行為に基づく支出予定額の中に算定の対象外となる利子支払い分が一部含まれ、退職手当支給予定額に係る負担見込額の中で全体額のうち一般会計等で負担すべき職員数の案分の方法に誤りがあったため、将来負担比率が207.4%から217%に修正となったものであります。早期健全化基準には関係しないものの、事務的誤謬によって比率が修正となりましたことをおわび申し上げます。

次に、報告第7号平成22年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく赤平市健全化判断比率を監査委員の意見をつけて次のとおりご報告させていただきます。

初めに、実質赤字比率につきましては、一般会計等におきまして繰上充用額等が生じていないことから、比率は発生してまいりません。

次に、連結実質赤字比率につきましても病院事業会計で不良債務が発生しておりますが、他の会計による剰余金がこの不良債務額を上回っているため比率は発生してまいりません。

次に、実質公債費比率につきましては、空知産炭地域総合発展基金助成金の有効活用や地方債の抑制などに努めたことにより17.6%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、連結赤字額並びに地方債残高の減少などにより185.4%となっております。

平成22年度も臨時財政対策債を含む地方交付税の増額が大きく影響し、経済雇用対策を講じつつも前年度に引き続き病院事業会計の不良債務解消に対する繰出金を経営健全化計画より前倒し、さらに財政調整基金に3億4,277万1,000円を積み立てながらも、最大の課題とされていた連結実質赤字比率の改善とともに財政4指標はすべて財政健全段階を維持する結果となったところであります。

次に、報告第8号平成22年度決算に基づく赤平市

資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく赤平市資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のとおりご報告させていただきます。

資金不足比率につきまして、病院事業会計は公立病院改革プラン並びに経営健全化計画の両計画に基づく経営改善を進めておりますが、平成22年度の単年度収支及び不良債務解消のいずれもが計画を上回ったことにより、資金不足比率は32.9%となっております。しかし、いまだ経営健全化基準の20%を超えているため、両計画を着実に実行するため引き続き努力してまいらなければなりません。

また、水道事業会計につきましては、平成21年度で不良債務を解消しており、平成22年度も資金不足比率は発生しておりません。

以上、報告第6号から報告第8号につきましてご報告申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。植村議員。

○3番（植村真美君） 1カ所ちょっとご確認をさせていただきたいところがありますが、報告第6号のところの将来負担の比率が計算間違いということと報告を受けましたが、これは実際さかのぼって前年度もということの報告も受けていますが、この間の道とのやりとりというか、何回打ち合わせをして、どのような情報交換がある中でこの比率というのが計算されているのかということとその経過を、打ち合わせの回数やこの比率を打ち出す部分までの1年間のサイクルのようなものを教えていただけないでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 道との協議というのは、まず第1段階では空知総合振興局ということになりますが、回数ということではなくて、文書等でまず送付をさせていただいて、それを総合振興局のほうでチェックをいただき、さらにそれに修正を加えた段階で最終的に決算状況に対するヒアリング

というのをやりまして、内容等の増減等の理由について分析をするという、これまでのその経過の中では21年度の段階では今回の誤りという部分が実際には発見できなかったということでございまして、このたび平成22年度のときに同様の作業を進めていく中で今回先ほどの2点についての誤りが発覚したということで、我々自身1年間さかのぼって21年度の部分を検証させていただいた結果、同様の誤りがあったということで、22年度については報告する前に数字のほうを正すことができましたが、21年度は報告後であったということで修正をさせていただいたということで、道との調整といいますか、内容修正等の経過というのは今申し上げたような状況でございます。

○議長（獅畑輝明君） 植村議員。

○3番（植村真美君） 文書のやりとりでの内容の確認ということでよろしかったですか。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 文書の内容等ということではなく、財政の決算状況等、指標を含めて全般の部分をまず赤平市が積算した内容のものをすべて一たん文書、あと報告物ということで資料等を提出させていただいて、その後に振興局側のほうが確認をして、修正等があればご連絡をいただくと。その修正後に最終的に財政分析等のヒアリングをさせていただくという流れになっております。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第6号、第7号、第8号については、報告済みといたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第8 報告第9号市立赤平総合病院経営健全化計画の平成22年度実施状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君）〔登壇〕 報告第9号市立赤平総合病院経営健全化計画の平成22年度実施状況につきましてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第24条において準用する同法第6条第1項の規定により、平成22年度における経営健全化計画の実施状況を次のとおり報告させていただきます。

初めに、第1の計画と具体的な措置の状況であります。経営の効率化につきましては適正な人員の配置の推進に伴い、10月1日より一般病床を120床から90床への縮小を実施いたしております。また、勸奨退職制度の適用も一部含んだ職員の早期退職等により職員数22名を削減し、外来看護師のステーション化を実施いたしました。職員の給料につきましては、計画において定めますとおり医師を除き11%の削減を実施しております。続きまして、一般会計からの繰入金についてでございますが、不良債務解消分として計画における平成26年度分の繰り入れを前倒しして、当該年度と合わせまして3億円の繰り入れを実施しております。また、特例債の元利償還分としての2億300万円と企業債償還分につきましては、全額繰り入れを実施し、さらには市立赤平総合病院改革プランとの乖離分として1億7,600万円を補てんしたところであります。

このようなことから、次の第2、資金不足額解消の状況についてであります。計画第2年度となる平成22年度は、当初計画のマイナス2,951万2,000円を大きく上回る3億4,529万円の資金不足額の解消実績となり、結果平成22年度末の資金不足額は6億2,764万5,000円になったところであります。

次に、第3の資金不足比率の状況であります。これらの資金不足額の解消実績により、年度末資金不足比率につきましては計画値68.9%に対し36ポイント改善し、32.9%となっております。

次に、第4のその他経営の健全化に必要な事項の措置の状況であります。地方公営企業法の全部適用について平成23年度中に検討を終え、結論を定め

ることとしており、また患者サービス及び収益の向上とコスト削減のため地域活性化交付金事業の活用により医療画像情報システムの導入を実施させていただきました。

なお、次ページ以降につきましては、平成22年度決算額を踏まえた今後の収支計画を参考資料としてお配りしております。

今後とも計画の推進に当たっては、医師確保の状況や国の医療制度改革等の動向も十分注視しながら進めるものとし、状況に応じた迅速かつ適切な対応を行い、本計画の目標を達成するよう努めてまいります。

以上、市立赤平総合病院経営健全化計画の平成22年度実施状況をご報告申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第9号については、報告済みといたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第9 議案第21号赤平市課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第21号赤平市課設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

今般総合計画の推進のため、産業課を商工労政観光課と農政課の2課に機構を見直しましたことから本条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条は、課の設置を規定してございますが、産業課を商工労政観光課、農政課の2課にするため字句を改めたものでございます。

第2条は、課の分掌事務を規定してございますが、産業課を商工労政観光課、農政課の2課にしましたことから、産業課の分掌事務を商工労政観光課、農政課にそれぞれ分け、字句を改めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成23年7月1日から適用するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第21号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第10 議案第22号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第22号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

市立病院の医師の宿日直につきましては、医師の減少に伴い1人当たりの回数がふえ、負担が増大しており、また手当の額も据え置いてきておりますことから、今般手当の額を見直すことといたしまして本条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第12条の2第1項第2号は、市立病院の医師の宿日直手当について定めておりますが、宿日直手当の額を2万2,500円から3万円とするため字句を改めるものでございます。

附則といたしましては、この条例は、平成23年10

月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。北市議員。

○9番（北市勲君） 2点ほど教えていただきたいのですが、このたびのお医者さんの宿日直増額ですけれども、3万円にしたという根拠はどこにあるのか。また、この近隣市立病院でのドクターの宿日直は幾らぐらいになっているのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 状況といたしましては、現時点で医師の数が減少してきているという状況の中で、月に4回ないし5回入っているという大変な状況もありまして、金額を増額して少しその業務に報いるということを考えました。

他の市の状況なのですが、今とらえている部分としては、芦別市が2万5,000円プラスそれ以上に実績の部分としてプラスアルファされるということ、滝川市につきましては土日で4万5,000円、平日で4万円ということになっております。三笠市につきましては、3万7,000円となっております。美唄市については、8万円ということになっております。砂川市については、3万円プラスアルファということでありまして、これは一概にこの金額で確定ではなくて、プラスアルファという実績に基づいて、来られた人数に基づいて出しているところもありますので、もう少しプラスアルファになる部分もあるのですが、他市の状況を見て赤平市の2万2,500円が一番低いということがありまして、お医者さんのほうからもご指摘といたしますか、ご意見もありまして、考慮した結果ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第22号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第11 議案第23号赤平市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第23号赤平市税条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、赤平市税条例等の一部を改正するものでございます。

改正の主なものといたしましては、寄附金税額控除に係る適用下限額の引き下げや市民税の申告等を正当な理由がなく提出しなかった場合の過料の引き上げ等所要の見直しを行うもので、以下条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1 ページから 3 ページをご参照願います。第 1 条関係は、赤平市税条例の一部改正でございますが、第26条につきましては、市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料について定めてございますが、その過料を 3 万円から10万円に引き上げるため字句の改正を行うものでございます。

第34条の7につきましては、寄附金税額控除について定めてございますが、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げる等を内容とした地方税法の改正に伴いまして条を改正するものでございます。

4 ページから 7 ページをご参照願います。第36条の3につきましては、市民税の申告のうち確定申告書を提出した場合について定めておりますが、除外する事項の規定の整理のため字句を改めるものでございます。

第36条の4につきましては、市民税に係る不申告

に関する過料について定めてございますが、その過料につきまして3万円から10万円に引き上げるなどのため字句を改めるものでございます。

第53条の10につきましては、退職所得申告書の不提出に関する過料について定めてございますが、その過料につきまして3万円から10万円に引き上げるため字句を改めるものでございます。

第61条につきましては、固定資産税の課税標準について定めてございますが、適用条項の改正に伴い字句の改正を行うものでございます。

第65条、第75条、第88条につきましては、それぞれ固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、固定資産に係る不申告に関する過料、軽自動車税に係る不申告等に関する過料について定めてございますが、その過料の額を3万円から10万円に引き上げるためそれぞれ字句を改めるものでございます。

第100条の2につきましては、たばこ税に係る不申告に関する過料に係る規定でございますが、地方税法に追加されましたことから条を追加するものでございます。

第105条の2につきましては、鉱産税に係る不申告に関する過料に係る規定でございますが、たばこ税同様地方税法に追加されましたことから条を追加するものでございます。

第107条及び第133条につきましては、それぞれ鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料について定めてございますが、その過料の額を3万円から10万円に引き上げるためそれぞれ字句を改めるものでございます。

第139条の2につきましては、特別土地保有税に係る不申告に関する過料に係る規定でございますが、たばこ税、鉱産税同様地方税法に追加されましたことから条を追加するものでございます。

8 ページから 9 ページをご参照願います。第139条の3につきましては、特別土地保有税の減免に係る規定でございますが、139条の2の追加に伴い条を繰り下げるものでございます。

第141条につきましては、都市計画税の納税義務者等を定めてございますが、適用条項の改正に伴い字句の改正を行うものでございます。

附則第7条の4につきましては、寄附金税額控除における特例控除額の特例について定めておりますが、引用する規定を地方税法第314条の7第2項、地方税法附則第5条の5第2項とすることなどから条を改めるものでございます。

9ページから10ページをご参照願います。附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について定めてございますが、免税対象飼育牛の売買頭数が年間1,500頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行った上、その適用期限を平成27年度まで延長することとし、また地方税法第6条第5項各号を引用することなどから字句の改正、号の削除を行うものでございます。

11ページから12ページをご参照願います。附則第10条の2につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告について定めてございますが、適用条項の改正に伴い字句の改正を行うものでございます。

12ページから15ページをご参照願います。附則第16条の3、第16条の4、第17条、第18条につきましては、それぞれ上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例について定めてございますが、適用条項の改正に伴いそれぞれ字句の改正及び字句の削除を行うものでございます。

附則第18条の12につきましては、都市計画税に関する読みかえ規定でございますが、適用条項の改正に伴い字句の改正を行うものでございます。

16ページから19ページをご参照願います。附則第19条、第20条の2、第20条の4につきましては、それぞれ株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例、先物取引に係る雑所得等に係る個人

の市民税の課税の特例、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例について定めてございますが、適用条項の改正に伴いそれぞれ字句の改正及び削除を行うものでございます。

20ページから21ページをご参照願います。第2条関係でございますが、平成20年6月に議決をいただいております赤平市税条例の一部を改正する条例につきましては、平成21年5月に地方税法の改正に伴い一部改正し、議決をいただいているところでございますが、今般法の改正に伴いさらに改正をするもので、附則第2条につきましては個人の市民税に関する経過措置について定めており、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等に対して課する市民税の所得割の軽減税率の特例を内容としてございますが、経過措置の期間を2年延長することから字句を改めるものでございます。

22ページから24ページをご参照願います。第3条関係につきましては、昨年6月に議決いただきました赤平市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、附則第1条につきましては平成25年1月1日から施行するとされておりました非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得の計算の特例についてその施行日を2年延長いたしまして、平成27年1月1日から施行するものとするため字句を改め、また附則第2条につきましては市民税に関する経過措置について定めてございますが、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用するとしておりましたが、27年度以後とするため字句を改めるものでございます。

次に、改正附則でございます。附則第1条につきましては、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとしてございます。附則第2条につきましては、市民税に関する経過措置、附則第3条につきましては固定資産税に関する経過措置、附則第4条につきましては都市計画税に関する経過措置、附則第5条につきましては

は罰則に関する経過措置をそれぞれ規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。大道議員。

○1番（大道晃利君） 附則第5条、一番最後になります。刑罰に関する経過措置ということで、今全国自治体が地方税等の徴収で個人や個人業者への人権を無視した税務調査や滞納処分、差し押さえなど乱暴な権力行使が広がっていると報じられています。赤平市については、今後の改正で附則第5条、罰則の適用についてはなお従前の例によるとありますが、国が求める罰則の強化をしないで、これまでどおり行うのでしょうか。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 税務課長。

○税務課長（栗山滋之君） 過料につきましては、3万円から10万円に引き上がりましたが、近年過料については該当した例はございません。

それと、強制徴収関係なのですが、これにつきましては今までどおり業務を進めていきたいと思しますので、特にこれまでと変わったことをすることは考えておりません。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第12 議案第24号赤平市債権管理条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第24号赤平市債権管理条例の制定につきまして、提案の趣

旨をご説明申し上げます。

債権の管理につきましては、個々の自治体におきまして独自で包括的な指針を定め、適正な管理を行うことの必要性が高まり、債権を管理する基本方針として条例を制定する団体がふえているところでございますが、当市におきましても全職員が債権管理について共通認識を持ち、その手法を共有し、法令に基づいて確実な回収に努めるという基本姿勢を明確化するとともに、市民負担の公平性の確保を目指し、市の債権のさらなる適正化を図るため本条例を制定し、関連する条例の廃止及び一部改正をするものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、この条例の趣旨を規定したものでございます。

第2条につきましては、市の債権、公債権、強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権の定義でございまして、

第3条につきましては、他の法令等との関係を規定したもので、他の法令等に定めがある場合を除くとしたものでございまして

第4条につきましては、市長及び公営企業管理者の責務を規定したものでございまして。

第5条につきましては、債権を管理するための台帳整備について規定したものでございまして。

第6条につきましては、督促についての規定でございまして。

第7条につきましては、強制徴収公債権の督促を受けた者が指定期限までに完納しなかった場合における滞納処分等について規定したものでございまして。

第8条につきましては、非強制徴収公債権及び私債権の督促を受けた者が相当の期間を経過しても完納しなかった場合における強制執行等について規定したものでございまして。

第9条につきましては、債務者が公債権を履行期限までに納付しなかった場合に徴収する延滞金についての規定でございまして。

第10条につきましては、債務者が私債権を履行期限までに納付しなかった場合に徴収する遅延損害金についての規定でございます。

第11条につきましては、履行期限の繰り上げについて規定したものでございます。

第12条につきましては、債務者が強制執行、または破産手続開始の決定を受けたことなどを知った場合などにおける債権の申し出等について規定したものでございます。

第13条につきましては、非強制徴収公債権及び私債権で徴収停止をすることができる場合の要件につきまして規定したものでございます。

第14条につきましては、非強制徴収公債権及び私債権で履行期限を延長することができる場合の要件につきまして規定したものでございます。

第15条につきましては、非強制徴収公債権及び私債権につきまして消滅時効に係る時効期間が満了した場合や債務者が破産した場合など、当該債権を放棄できることを規定したものでございます。

第16条につきましては、規則への委任について規定したものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成24年1月1日から施行するものでございます。

附則第2項といたしまして、赤平市税外公法上の収入徴収に関する条例を廃止し、附則第3項といたしまして例とする条例を本条例とするなど字句を改めるため、赤平市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第13 議案第25号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第25号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

ご承知のとおり赤平市過疎地域自立促進市町村計画につきましては、昨年9月に議決をいただき、この計画に基づき諸施策を実施しているところでございますが、財政上の特別措置を受けるため事業区分の変更及び事業の追加が必要となり、本計画の一部を変更するものでございます。なお、赤平市過疎地域自立促進市町村計画の変更に伴う北海道の事前協議につきましては、協議書を提出し、異議がない旨の通知をいただいているところでございます。

以下、変更の内容につきまして別紙によりご説明申し上げます。

1、産業の振興の（9）、過疎地域自立促進特別事業につきまして、事業主体が市でございますエルム高原施設管理事業を追加するものでございます。

次に、3、生活環境の整備の（3）、廃棄物処理施設ごみ処理施設に掲載してございます一般廃棄物処理基本計画策定を（6）、過疎地域自立促進特別事業に変更するものでございます。

また、同じ（6）、過疎地域自立促進特別事業に事業主体が市でございます文化会館除却事業を追加するものでございます。

次に、4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございますが、（7）、過疎地域自立促進特別事業に事業主体が市でございます老人クラブ等運営費補助事業を追加するものでございます。

次に、6、教育の振興でございますが、（4）、

過疎地域自立促進特別事業を加え、事業主体が市でございます社会教育施設管理事業を追加するものでございます。

最後に、9、その他地域の自立促進に関し必要な事項でございますが、過疎地域自立促進特別事業に事業主体が市といたします町内会館等施設管理事業及び地域コミュニティ活動推進事業助成を追加するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第25号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第14 議案第26号市道の認定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第26号市道認定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定に基づきまして、市道認定の議決を求めます。

参考資料といたしまして位置図を添付してございますが、福栄地区における改良住宅等整備事業に伴う道路整備のため市道の認定をするものでございます。

認定する路線は、整理番号244号、路線名、東雲通り、起点、字赤平662番4地先、終点、字赤平661番地先、幅員10.0メートルから8.0メートル、延長14.0メートル及び整理番号398号、路線名、福栄本通り、起点、字赤平662番7地先、終点、字赤平655番3地先、幅員21.5メートルから14.5メートル、延長529.0メートルの2路線でございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第26号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第15 議案第27号市道の廃止についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第27号市道の廃止につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

道路法第10条第1項及び第3項の規定に基づきまして、市道廃止の議決を求めます。

参考資料といたしまして位置図を添付してございますが、前議案で市道の認定についてご提案申し上げましたが、福栄地区における改良住宅等整備事業に伴う道路整備のため旧路線を廃止するものでございます。

廃止する路線は、整理番号244号、路線名、東雲通り、起点、字赤平662番1地先、終点、字赤平664番6地先、幅員10.0メートル、延長298.0メートル及び整理番号398号、路線名、福栄本通り、起点、字赤平825番地先、終点、字赤平656番3地先、幅員21.5メートルから14.5メートル、延長170.8メートルの2路線でございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第27号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第16 議案第28号平成23年度赤平市一般会計補正予算、日程第17 議案第29号平成23年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第18 議案第30号平成23年度赤平市介護保険特別会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第28号平成23年度赤平市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,037万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億7,843万1,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

3ページをお願いいたします。第2表、地方債補正であります。変更といたしまして臨時財政対策債の限度額を2,685万円減額し、2億5,166万2,000円と定めるもので、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。最初に、歳入ですが、款9地方交付税として9,285万5,000円の減額ですが、8月5日に本年度の普通交付税が決定し、本市としては対前年度比2.1%の減となったところあります。主に国勢調査人口の減少が影響し、この点につきましては一定程度想定しておりましたが、当初国では平成23年度から特別交付税の透明化を図るため段階的に普通交付税に振りかえる方針でありましたが、東日本大震災による復興財源

として平成26年度まで延期することとなり、普通交付税の予算ベースとしてはこの影響が減少の要因となっております。

款14道支出金、項2道補助金、目3衛生費道補助金、節1保健衛生費道補助金として2万円の増額がありますが、北海道地域自殺対策緊急強化推進事業費に充当するものであります。

同じく目5農林水産業費道補助金、節1農業費道補助金として15万円の増額であります。農地・水・環境保全向上対策費の事務費に充当するものであります。同じく節2林業費道補助金につきましては、説明欄に記載のとおり、21世紀北の森づくり推進事業費から未来につなぐ森づくり推進事業費へ名称を変更するものであります。

款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として1億2,237万7,000円の減額ですが、今回の補正の繰越金等の計上により歳出を上回っている歳入額について基金繰入金を減額するものであります。

款18繰越金として2億6,536万4,000円の増額ですが、平成22年度決算による剰余金の残りを全額計上するものであります。

款19諸収入、項5雑入、目2雑入、節13過年度収入として54万円の増額ですが、平成22年度の障害者自立支援給付費等の確定による道負担金の返還金収入並びに子ども手当等の追加交付金であります。同じく節20雑入の7万6,000円の増額ですが、エルムダムに設置される防災情報をネットワーク化するため、通信経費等を札幌開発建設部が負担するものであります。同じく節22いきいきふるさと推進事業助成金収入として100万円の増額ですが、本年あかびら火まつりが40回目の節目の年に当たり、市から観光協会に対する補助金に対し財団法人北海道市町村振興協会より助成されるものであります。同じく節23介護保険特別会計返還金収入として530万8,000円の増額ですが、平成22年度の保険給付費等の確定によるものであります。

款20市債、項1市債、目6臨時財政対策債として

2,685万円の減額であります。先ほど地方交付税で申し上げたとおりでございます。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目7財産管理費、節15工事請負費として78万5,000円の増額であります。市有地環境整備工事として茂尻栄町の立木伐採並びに桜木町の排水溝補修工事を行うものであります。

8ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節8報償費として2万円の増額であります。自殺予防ゲートキーパー研修に伴う講師謝礼で道補助金が全額充当されます。

10ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費として7万7,000円の増額であります。歳入で申し上げましたとおりエルムダムの防災情報ネットワークに関する電気代並びに通信料で、本経費に関しましては札幌開発建設部が負担することになります。

同じく目3農業振興費、節15工事請負費として145万6,000円の増額であります。8月14日の集中豪雨によって被害を受けた幌岡、共和地区の農業用水路の復旧工事であります。

同じく目8農地・水・環境保全向上対策費、節11需用費として15万円の増額であります。事務費として消耗品費を補正するものであります。全額道補助金が充当されます。同じく節19負担金補助及び交付金として113万1,000円の増額であります。共和、幌岡、百戸地区の用水路やため池等の長寿命化を図るため国が3分の1、農業者が3分の1、残る3分の1を道と市が負担し、3年から5年かけて北海道農地・水・環境保全向上対策協議会が整備するものであります。

12ページをお願いいたします。同じく項2林業費、目2林業振興費、節19負担金補助及び交付金につきましては、歳入と同様に21世紀北の森づくり推進事業補助金から未来につなぐ森づくり推進事業補助金に名称を変更するものであります。

14ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目2観光費につきましては、財団法人北海道市町村振興協会からのいきいきふるさと推進事業助成金の決定により財源補正を行うものであります。

16ページをお願いいたします。款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費として150万円の増額であります。市道吉川線の横断管復旧工事並びに基線に道路照明灯を1基増設するものであります。同じく節16原材料費として50万円の増額であります。これまでの豪雨により砂利等の経費が増加し、今後の対応に必要な予算が不足したことによるものであります。

18ページをお願いいたします。同じく項3河川費、目2河川改良費、節15工事請負費として45万1,000円の増額であります。融雪時やこれまでの集中豪雨による増水によって河川復旧工事が予想以上に発生し、今後の緊急対応に備えるため補正するものであります。

20ページをお願いいたします。款10教育費、項3小学校費、目2教育振興費、節14使用料及び賃借料として76万7,000円の増額であります。財政回復にあわせて小学校のスキー授業を全校に復活するため、年1回分のバス借り上げ料とリフト代を計上するものであります。

22ページをお願いいたします。同じく項5社会教育費、目1社会教育総務費、節15工事請負費として210万4,000円の増額であります。現在文化会館の除却工事を進めておりますが、地下に予想外の埋設物等が確認され、予算額を増額し、設計変更により対応するものであります。

24ページをお願いいたします。同じく項6保健体育費、目1保健体育総務費、節11需用費として11万6,000円の増額であります。現在休止されているスポーツセンターの地下タンクに重油が残っていたためにタンクの清掃及び検査を行うものであります。

26ページをお願いいたします。款12諸支出金、項1過年度還付金、目1過年度還付金、節23償還金利子及び割引料として4,815万4,000円の増額でありま

すが、平成22年度の障害者自立支援給付費等の精算による国庫負担金などの返還金であります。

28ページをお願いいたします。同じく項2特別会計繰出金、目1国民健康保険特別会計繰出金、節28繰出金として2,683万5,000円の減額であります。国保会計の繰越金等の増額によるものであります。

次に、議案第29号平成23年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,218万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,204万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金として5,372万4,000円の減額であります。平成22年度決算ベースで見込むものであります。

款4前期高齢者交付金として54万8,000円の減額であります。現年度分の決定によるものであります。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として2,683万5,000円の減額であります。繰越金の増額によるものであります。

款8繰越金として1億3,023万3,000円の増額であります。平成21年度決算による剰余金の確定により全額計上するものであります。

款9諸収入、項3雑入、目6雑入として306万円の増額であります。主に平成22年度の医療費等の確定による老人保健医療費拠出金返還金収入であります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管

理費、節19負担金補助及び交付金として28万1,000円の増額であります。平成23年度から国保連合会とレセプト等の情報のオンライン化に向け、国保総合システムに係るネットワークを接続するため、国保保険者ネットワーク負担金を計上するものであります。

8ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費、10ページの項2高額療養費、さらに12ページの項3移送費につきましては、国庫支出金等の財源補正を行うものであります。

14ページをお願いいたします。款3後期高齢者支援金等費、項1後期高齢者支援金等費、目1後期高齢者支援金、節19負担金補助及び交付金として30万円の増額、16ページの款4前期高齢者納付金等費、項1前期高齢者納付金等費、目1前期高齢者納付金、節19負担金補助及び交付金として1万1,000円の増額であります。本年度の支援金並びに交付金の決定によるものであります。

18ページをお願いいたします。款5老人保健拠出金、20ページの款6介護納付金につきましては、国庫支出金等の財源補正となります。

22ページをお願いいたします。款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、節23償還金利子及び割引料として5,159万4,000円の増額であります。平成22年度の療養費等の確定に伴う国や道などへの還付金であります。

次に、議案第30号平成23年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,169万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,368万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金、節2過年度分として6万3,000円の増額であります。平成22年度の精算による追加交付金であります。

款5繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として1,150万6,000円の減額であります。繰越金の増額によるものであります。

款6繰越金として3,314万2,000円の増額であります。平成22年度の剰余金を全額計上するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2保険給付費につきましては、繰入金を財源補正するものであります。

8ページをお願いいたします。款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節23償還金利子及び割引料として2,169万9,000円の増額であります。平成22年度の介護給付費等の確定による国や道などに対する還付金であります。

以上、議案第28号から議案第30号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。北市議員。

○9番（北市勲君） 1点だけちょっと確認したいのですが、先ほど教育費の中で文化会館の除却費が補正されました。出されました。文化会館は、管理棟と、それからホールと2つの入札でもって除却工事されています。先ほどの説明では、予定外の埋設物があったと、こういう話ですけれども、もうちょっと詳しくお話しただけであればと思います。また、この予算の金額として改めて入札でするのか、しないのか、これも含めて教えていただきたいと思いません。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） まず、工事の積算を行う場合なのですけれども、北海道建設部の営繕工事積算要領を一応基本としております。その要領

では、解体工事は産業廃棄物の解体手間、あるいは積み込み手間、運搬費、処分費についてまず概数にて発注し、それから産業廃棄物の数量が確定した時点で確定の設計変更を行い、増額、または減額の契約変更をすることになっております。今回の場合は、あくまでも精算を行った時点で概算よりもかなり多目の解体材等が発生したということによりまして、このようなちょっと大きい額ではありますけれども、増額補正となったところでございます。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君） そうすると、改めて入札をしないで、当初の入札の業者がやるということでもよろしいでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） そのとおりであります。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君） 最後に、もう一点、先ほどの当初の説明では予定外の埋設物があったというけれども、今の説明だと産廃ということは瓦れきのことなのか、ちょっとわからないのですけれども、それのところ説明してください。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） この工事の発注に当たります。今教育課の課長のほうからご説明ありましたけれども、当初設計に当たります。既存の建物の設計図面、そのようなものから解体数量を算出し、実施に当たっております。ただ、当初設計では見えない部分、例えば地中に埋設している基礎、そういうものが実際に掘削をした段階に想定より大きくなったと、そういうものが主な原因で設計変更という形になっております。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 植村議員。

○3番（植村真美君） 1つ確認をさせていただきたいのですが、一般会計の補正の関係の24ページの教育費の中で、保健体育総務費の需用費で修繕料として先ほどスポーツセンターの地下の部分で重油が

あったことが発見されたということだったのですが、それはどういう経緯でそれが発見されたのか。また、先ほど検査ということだったのですけれども、その検査というのはどういった検査をされるのか教えていただきたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） まず、これが発見されましたのは、消防の査察によりましてこの重油が残っているということが判明いたしました。それで、この重油をまず抜き取る作業ですとか、あるいは漏えい検査ですとか、それから清掃作業などを行うために今回補正予算を提案させていただいた次第であります。

○議長（獅畑輝明君） 植村議員。

○3番（植村真美君） 先ほど消防の関係で検査が入ったということは、これは毎年入っていなかったのか。今回発見に至ったのは、たまたま今まで見落としか何かがあったのかということなのか、その辺お伺いさせていただきたいです。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 消防の検査につきましては、ちょっと今手持ちの資料がございませんので、後ほど調べましてご報告させていただきたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号、第29号、第30号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、第29号、第30号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第28号、第29号、第30号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後1時03分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第19 議案第31号平成22年度赤平市一般会計決算認定について、日程第20 議案第32号平成22年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第21 議案第33号平成22年度赤平市老人保健特別会計決算認定について、日程第22 議案第34号平成22年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第23 議案第35号平成22年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について、日程第24 議案第36号平成22年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について、日程第25 議案第37号平成22年度赤平市霊園特別会計決算認定について、日程第26 議案第38号平成22年度赤平市用地取得特別会計決算認定について、日程第27 議案第39号平成22年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第28 議案第40号平成22年度赤平市介護保険特別会計決算認定について、日程第29 議案第41号平成22年度赤平市水道事業会計決算認定について、日程第30 議案第42号平成22年度赤平市病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財

政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第31号平成22年度赤平市一般会計決算認定につきまして、各会計決算報告書にて提案の趣旨をご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。当市においては依然として過疎化に歯どめがかからず、全国を上回る速さで少子高齢化が進んでおります。また、世界的な景気後退の影響を受け、地方の中小企業はいまだ予断を許さない状況が続いております。このため国の緊急総合経済対策による交付金や空知産炭地域総合発展基金の助成、さらに過疎対策事業債など効果的な財源を活用しながら、可能な限り公共建設事業等を確保し、経済雇用対策に努めてまいりました。一方、財政基盤の安定化を図るため病院事業会計の経営改善と不良債務解消に努めたほか、一般会計においても財政調整基金を増額しながらも財政健全化判断比率の4指標並びに病院事業会計の資金不足比率のすべてが前年度より改善しております。特に最大の課題とされていた連結実質赤字比率については、赤平市財政健全化計画改訂版を4年前倒す形で比率を解消したところでありますが、財政運営に関しましては今後も気を緩めることなく、諸課題克服に努めるほか、まちづくりに関しても第5次赤平市総合計画に基づく諸施策を推進してまいります。

一般会計の歳入につきましては、人口減少や経済状況等の影響がありましたが、市税は対前年度比0.5%の減少にとどまり、地方交付税は普通交付税の単価の引き上げなどから臨時財政対策債を含め対前年度比7.4%の増となったところであります。また、歳出につきましては、退職手当組合納付金の精算の年に当たっているため、人件費の対前年度比が36.3%の増、普通建設事業費については市民プールの新設や国の緊急総合経済対策による交付金の活用により対前年度比24.7%の増、さらに財政調整基金についても3億4,000万円を積み立てたところであります。結果、歳入総額95億6,784万8,110円、歳出総

額92億2,405万65円となり、差引額3億4,379万8,045円につきましては翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第32号平成22年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

70ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要について、最初に歳入につきましては財政調整交付金で対前年度比25.0%、国庫支出金が14.8%、療養給付費交付金が22.3%とそれぞれ減少となり、歳出については保険給付費が対前年度比8.5%の減少となったところであります。結果、歳入総額21億4,890万3,912円、歳出総額20億1,866万9,588円となり、差引額1億3,023万4,324円につきましては翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第33号平成22年度赤平市老人保健特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

76ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要につきましては、平成20年3月に老人保健法が廃止となり、過年度分の精算のため経過措置として本会計を設置してきたところであります。結果、歳入歳出の総額ともに2,433万3,734円、差引額なしとなり、平成22年度をもって本会計を廃止するものであります。

次に、議案第34号平成22年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

82ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要について、歳入につきましては後期高齢者医療保険料が72.7%を占め、歳出につきましては後期高齢者医療広域連合納付金が95.8%を占めたところであります。結果、歳入総額2億2,510万3,702円、歳出総額2億2,208万1,522円となり、差引額302万2,180円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第35号平成22年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

86ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要につきましては、翠光で3区画、美園で1区画、福栄で2区画の分譲地がそれぞれ未売却地

として残ったところであります。結果、歳入総額32万7,792円、歳出総額ゼロ円となり、差引額32万7,792円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第36号平成22年度赤平市下水道事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

89ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要につきましては、污水管263.4メートルの布設を行い、污水管の総延長は8万534.39メートル、雨水管の総延長は8,682.2メートル、污水整備率は78.69%となっております。また、下水道普及率は81.93%、水洗化率は73.11%となっております。結果、歳入総額6億9,171万3,535円、歳出総額6億6,364万6,747円となり、差引額2,806万6,788円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第37号平成22年度赤平市霊園特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

103ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要につきましては、赤平第二霊園の規制墓地で1区画、自由墓地で11区画の貸し付けを行ったところであります。結果、歳入総額541万1,832円、歳出総額379万7,603円となり、差引額161万4,229円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第38号平成22年度赤平市用地取得特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

107ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要につきましては、用地取得時の起債の元利償還を行ったところであります。結果、歳入総額4,680万9,798円、歳出総額4,680万8,513円となり、差引額1,285円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第39号平成22年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

112ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要につきましては、愛真ホームの短期入所者は56人、施設入所者は64人でありました。また、地域包括支援センターにおけるサービス計画費請求件数は、延べ1,123件となっております。結果、歳

入総額1億9,645万938円、歳出総額1億8,677万2,769円となり、差引額967万8,169円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第40号平成22年度赤平市介護保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

116ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要につきましては、平成22年度末の第1号被保険者は4,806人、要介護認定者は788人となったところであり、地域支援事業として特定高齢者を対象に運動機能向上等のプログラムを実施したほか、一般高齢者に対し講演会や運動教室などを実施したところであります。また、65歳以上の高齢者がいる世帯に対し救急医療情報キットを配付したところであります。結果、歳入総額12億7,513万4,277円、歳出総額12億4,198万1,387円となり、差引額3,315万2,890円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第41号平成22年度赤平市水道事業会計決算認定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成22年度赤平市水道事業会計決算書の10ページをお願いいたします。事業報告書であります。主な建設改良事業といたしまして大町配水管布設がえ工事、見晴送配水管布設がえ工事、見晴配水管布設がえ工事並びに導水管布設がえ工事などを実施したところであります。営業収益のうち給水収益は、人口減少や景気低迷による水量減等が影響したものと恐れ、574万7,819円の減収となり、受託工事収益等の減収も含め営業収益全体で580万8,552円の減収となったところであります。また、営業費用につきましては、各種節減に努めたものの3年ごとの退職手当組合負担金の調整額が多額であったため786万5,153円の増額となり、収支の差引額では4,732万8,530円の純利益となったところであります。

前のほうに戻りまして、1ページをお願いいたします。決算報告書の主な内容につきましてご説明申し上げます。(1)、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は3億3,018万9,571円となっております。次に、支出であり

ますが、第1款水道事業費用は2億7,840万2,211円となっております。

次に、3ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は7,789万8,102円、支出の第1款資本的支出は1億4,943万9,227円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,154万1,125円は、減債積立金で補てんいたしました。

以降、財務諸表でございまして、5ページは損益計算書、6ページは剰余金計算書、また7ページの剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金が1億4,505万8,502円、減債積立金が4,732万8,530円となり、翌年度繰越利益剰余金は9,772万9,972円となったところであります。8ページは貸借対照表でございます。

次に、議案第42号平成22年度赤平市病院事業会計決算認定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成22年度赤平市病院事業会計決算書の11ページをお願いいたします。事業報告書であります。内科常勤医師1名が退職し、4名になったことや整形外科医師が週3回の勤務となったことなどの影響により、入院患者数が対前年度比2,416人の減、外来患者数も197人の減となり、医業収益については透析患者が増加したものの入院、外来を合わせ対前年度比433万1,000円の減収となったところであります。費用につきましては、業務の効率化や勧奨退職制度の適用も一部含んだ職員の早期退職により人件費を含めた経費の抑制を行いました。退職手当組合清算金の支払い年度でもあったことから、病院事業費用の総額は対前年度比1億7,011万6,000円の増額となりました。また、不良債務につきましては、一般会計からの繰り入れの前倒し等により6億2,764万5,000円となったところであります。資本的業務につきましては、医療画像情報システムの導入、医師及び患者の送迎用車両を購入したところであります。

前に戻りまして、1ページをお願いいたします。決算報告書の内容につきましてご説明申し上げます。

収入の(1)、収益的収入及び支出であります。第1款病院事業収益の決算額は27億8,613万8,709円、支出の第1款病院事業費用は23億5,663万9,934円となりました。

3ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出であります。第1款資本的収入の決算額は1億6,825万8,000円、支出の第1款資本的支出は3億6,541万404円となったところであります。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,715万2,404円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額104万5,350円を補てんし、1億9,610万7,054円は一時借入金で措置いたしました。

次に、財務諸表であります。5ページは損益計算書で、6ページに記載のとおり、当年度純利益は4億2,847万5,476円となりました。7ページは剰余金計算書、8ページは欠損金処理計算書、9ページは貸借対照表であります。10ページに記載のとおり、当年度未処理欠損金は25億6,617万6,249円となったところであります。

以上をもちまして、議案第31号から議案第42号まで一括ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の

上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、植村議員、菊島議員、北市議員、竹村議員、向井議員、太田議員、五十嵐議員、大道議員、以上8名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 1時23分 休憩)

(午後 1時25分 再開)

○議長(獅畑輝明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) お諮りいたします。

ただいま市長から議案第43号平成23年度赤平市一般会計補正予算が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号平成23年度赤平市一般会計補正予算を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

○議長(獅畑輝明君) 追加日程第1 議案第43号平成23年度赤平市一般会計補正予算を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) [登壇] 議案第43号平成23年度赤平市一般会計補正予算(第5号)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

今般の補正内容につきましては、9月1日から4日にかけての大雨による被災箇所に対処するため、復旧に要する災害関連費用を補正するものであります。

平成23年度赤平市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,942万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億9,785万1,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によります。

1ページをお願いいたします。第2表、地方債補正であります。追加といたしまして災害復旧事業の限度額を1,520万円とし、起債の方法、利率及び償還方法につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として422万円の増額であります。今回の補正による歳入歳出の差引不足額を調整するものであります。

款20市債、項1市債、目7災害復旧債、節1道路橋りょう災害復旧債として300万円の増額であります。右奈江沢線ほか6路線の道路災害復旧費に充当するものであります。同じく節2河川災害復旧債として1,220万円の増額であります。富士の川ほか8河川の河川災害復旧費に充当するものであります。なお、各災害復旧債につきましては、元利償還金の47.5%が地方交付税で算入されてまいります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款15災害復旧費、項1公共施設等災害復旧費、目1エルム高原施設災害復旧費として38万9,000円の増額であります。保養センター駐車場ののり面の一部が崩れたことから復旧に要する工事費を計上するものであります。

8ページをお願いいたします。同じく項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費、節15工事請負費として300万4,000円の増額であります。右奈江沢線、住吉線、長田の沢線、大谷沢線、旭ヶ丘線、御料線、相原線、以上7路線の路肩、路面復旧等のため布団かごや土のうなどを設置する工

事費であります。同じく節16原材料費として56万4,000円の増額であります。朝岡通りほか6路線の路面復旧に要する切り込み砂利等の費用であります。

同じく目2河川災害復旧費、節13委託料として320万3,000円の増額であります。公共災害適用協議等に向け現況調査測量を委託するものであります。同じく節15工事請負費として1,226万円の増額であります。富士の川、ナエ川、右御料川、御料川、日の出川、右ナエ川、ナカナエ川、ナエ川、吉の川、右ペンケキプシュナイ川、以上10河川の河岸、河床復旧、護岸補修等のため布団かごや大型土のうなどを設置する工事費であります。なお、災害復旧予算に関しましては、現在の被害状況から今後公共災害適用協議等の結果によって本年度中に追加補正予算が想定されるものであります。

以上、議案第43号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第43号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第31 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、市立病院の経営改善について、2、社会教育施設の管理について、議席番号4番、竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 通告に基づきまして、質問させていただきます。このたびの統一地方選挙において初めて当選させていただきました。無投票という状況を重く受けとめ、頑張っていきたいと思っております。初めての質問となりますし、1番目ということもありまして緊張しておりますが、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、質問に移らせていただきます。大綱1、市立病院の経営改善について、①、不用備品の再利用についてお尋ねいたします。市立病院は、現在病床数改善により病棟、病床など削減してきていると思います。それに伴い、削減した分ベッド、床頭台なども含めまして不用備品となっているものの種類、そしてその数、今後の処分の考えなどをお聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 大綱1、市立病院の経営改善について、①、不用備品の再利用についてお答えいたします。

平成19年度の産婦人科の休止と本年4月までの病床削減に伴い、現在使用していない備品につきましては患者用のベッドのほか産科や乳幼児に使用しておりました分娩機器や医療機器、また既に実施していない耳鼻咽喉科や眼科の検査用機器があります。現在ベッドにつきましては、140台ほど余剰があり、そのうち使用できるベッドが約100台、破損や老朽化により使用できないものが40台程度あります。今後損壊や故障による交換、また一部の部品交換など

が発生することも予想されますことから、院内においても常時50台程度の確保は必要と考えております。これらを考慮いたしましても50台程度の余剰ベッドがありますことから、今後は市内医療機関、福祉、介護関連施設、在宅介護希望者などへの譲渡や貸し出しなど有効な再利用につきまして検討してまいりたいと存じます。そのほか産科や新生児、眼科等において現在使用していない備品につきましては、そのほとんどが老朽化しており、再利用が不可能なため、今後専門の処理業者へ処分を任せるところであります。また、床頭台につきましては、テレビとあわせただけのリース契約であり、故障に対する緊急交換分としての予備のみ確保している状況であります。

以上、一部の再利用可能な医療機器及び入院ベッドにつきまして有効活用されることを目的に、行政内部はもとより民間企業、団体、個人への譲渡に対しましても検討してまいりたいと存じますので、その旨ご理解いただきたいと思っております。よろしくご願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ご答弁ありがとうございます。ただいまご説明いただきましたとおり備品としてのストックも必要ということで、50台ぐらいのベッドもストックしておきたいという考えもお聞かせ願ひしました。あと、他施設のレンタル、それから在宅介護を余儀なくされている方のレンタルなども考えていらっしゃるということですが、情報の発信を病院側としてどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 今後十分内部協議いたしまして、余剰の部分については広報等を通じて公募していきたいという考え方を持っておりますが、一部市内の介護用品を販売している業者さんもいらっしゃいますことから、その辺のところと支障を来さないような形で進めていきたいと

いうふうに考えております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 広報や市ホームページに載せる情報発信で行っていききたいというのですが、今までも市のことに関していろいろ広報やホームページに記載されてきたと思いますが、そういうものすべてが期待される効果が出ているかと言われるとなかなかそういうふうには思えないというふうに思うのですが、その手法だけではなく、例えば在宅家庭への直接的な働きかけを市内各課の連帯や各施設への直接的なお知らせなども含めて働きかけが必要ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） おっしゃられるとおり、福祉関連、それと在宅介護の部分としては、介護支援センター等を通じながらも情報を提供していただき、検討していきたいというふうにも考えます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ありがとうございます。しっかりした情報発信をしていただいて、市内でそういう介護用品を必要とされている方に対して積極的な手法で挑んでいただけたらなというふうに思います。ありがとうございます。

続きまして、大綱2、社会教育施設の管理について質問を変えさせていただきます。社会教育施設についての質問は、去年の定例会でも市民が利用しやすい公共施設のあり方という中でされています。その中で答弁で、1、利用者の立場に立った運営を心がけるように指導する、2、苦情はその都度全職員で確認し、サービス向上に努める、3、市民要望を聞きながら可能な限り柔軟な対応を心がけるとありました。

そこで、①としまして、市営テニスコートについてお尋ねいたします。赤平市営テニスコート条例に

は4カ所明記されていますが、各テニスコートはどれぐらいの頻度で整備されているのか。また、コート1年間の使用頻度はどれぐらいなのか。22年度の決算審査特別委員会説明資料の中でもトータル数が出ているかとは思いますが、それぞれをお聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 大綱2、社会教育施設の管理について、①、市営テニスコートについてお答え申し上げます。

赤平市営テニスコートには、スポーツセンターテニスコート4面、大町、文京、茂尻テニスコートは各1面と4つのテニスコートがございますが、使用料につきましてはスポーツ活動の普及、振興を図るため無料としていたところがございますが、スポーツセンターテニスコートにつきましては夜間照明設備等につきましては維持経費との兼ね合いから平成20年度シーズンをもって廃止し、コートの仕様や近隣市町における料金体系、さらには受益者負担の観点などから平成21年度シーズンよりコート1面1時間当たり市内利用者300円、市外利用者450円と有料化を図ったところであります。スポーツセンターテニスコートの管理につきましては、総合体育館の窓口で一切を行っており、電話等の予約を受け、消し込み簿に記入し、かぎとプレートを貸し出し、終了後精算という手順で行っていますし、整備につきましては月1回程度周辺の草刈りやコート内のコケの除去作業を教育委員会で行っております。また、赤平テニス協会と赤平ソフト連盟には教育委員会として目が届かない部分やコート内の整備等にもご協力いただいているところであります。

大町、文京、茂尻の各テニスコートの管理につきましては、かぎがかけられておりませんので、自由に利用することができますが、整備につきましては大町テニスコートは中央中学校で、文京テニスコートは赤平中学校で、茂尻テニスコートは教育委員会です。それぞれ定期的に周辺の草刈り等を含めて行っております。

使用状況の把握につきましては、スポーツセンターテニスコートは総合体育館で管理しているため定期的に確認には行けないので、他の施設の作業時とかに必ず確認している状況でありまして、平成22年度利用者数は481名、市内355名、市外126名となっております。その他のテニスコートにつきましては、特に把握等は行っておりませんが、大町、茂尻の各テニスコートは利用が乏しく、文京テニスコートは赤平中学校のクラブ活動で専用で使用されている状況であります。

厳しい財政状況下ではございますが、今後とも各関係協会などのご協力をいただいて整備、管理を進めて、市民要望に対応できる環境整備を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（獅畑輝明君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ご答弁ありがとうございます。しかしながら、私の持っている資料によりますと、スポーツセンターテニスコート以外は修繕というだけのものは行われていない状況がここに記載されております。特に文京テニスコートについては、平成19年から23年度に関して修理がなしということで修繕が行われていません。条例の中では、管理運営は教育委員会で行うというふうにならなっていますが、現在一度も修繕行われていない文京テニスコートについて足を運び、現状管理チェックは実際に行われているのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 先ほど申し上げましたように市内には4テニスコートがございます。そして、そのほかにもさまざまな野球場ですとかパークゴルフ場もありますので、直接テニスコートを見に行くわけではございませんけれども、関連施設がございますので、外に出て、それぞれの施設の施設管理を行う際には順次市内の各施設を巡回しております。

以上であります。

○議長（獅畑輝明君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 文京テニスコートの関連施設は、テニスコートしかないような気がするのですが、そのときにも行かれているのでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 先ほど申しましたように市内全体に施設がありますので、その施設を回った際に、例えば赤中の文京テニスコートのほうに寄って利用状況等、特に学校に近いテニスコートになっておりますので、やはり大半は先ほど申しましたように生徒の皆さんが利用されているという状況ですので、そういう状況も踏まえて、学校のほうには管理等いろいろご協力をいただいているところであります。

○議長（獅畑輝明君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 実際に私がコートを見回った限り、先ほども言いましたが、特に文京テニスコートは一番傷みがひどく感じました。実際にコートの線も消えかけておりますし、市内4カ所のテニスコートほとんどがそうなのですが、ネットを巻き込む支柱がさびた状態がほとんどでございます。先ほどから言われているように文京テニスコートに関しては、部活動で使用している頻度が高いということもありますので、きっとそういう現状から線が消えているという状況もあるのだと思うのですが、そのコートの線が消えているとか、支柱のさび状態がどれぐらい進行しているのかという現状はご存じでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 確かに議員ご指摘のように市内4カ所の私も支出が5年間の伝票ですので、5年にさかのぼってちょっと支出伝票を調べてみたことはあるのですが、確かに修繕料という形では今言われたとおり支出されていない面もありますので、そういう面では確かに今言われた線が消えているですとか支柱がさびているという

状況については、修繕をしていない時期がかなりたっておりますので、そういうことは十分考えられるのではないかと考えております。

○議長（獅畑輝明君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 現在ご答弁いただいたように必要と考えられるということで、今後必要であれば早急な対応を期待したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） このスポーツセンターテニスコート以外のテニスコートについては、赤平中学校のテニスコートが一番使用頻度が高いということでありまして、使用頻度については学校の部活動が大半で使用しておりますけれども、私どものほうでラインとかその他のネットだとかそういったものの修繕ということは要望は出てきておりませんが、今後そういった要望が出てきたら使用の形態とか老朽化等を調査して、それに対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ありがとうございます。先ほど教育長の学校関係の報告にもあったように、市内2中学校があると思うのですが、そのどちらの中学校も部活動の結果などが非常に成績のよいものをおさめられている状況もありますし、やはりそういう好成绩をおさめるには環境を整えてあげるということも大切なことかと思えます。学校側から要望がなければ交換をしないというのではなくて、やはりそういう現場をしっかりと見ていただいて、こちらから投げかけるということも必要かと思うのですけれども、ぜひそういうことで行動を起こしていただけたらというふうに思います。

続きまして、同様に社会教育施設についてご質問を続けさせていただきます。②番、パークゴルフ場についてお尋ねいたします。これも22年度決算審査特別委員会説明資料の中で利用者数が出ています。利用者数が減っている状況ではありますが、人口減

という状況もありますけれども、そのほか利用者数が減っているという原因について検討はされているでしょうか。また、例えばフェアウエーとラフとの境目などの全体の管理や草刈りの状況、草刈りサイクルなど利用者のニーズにこたえているとお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） ②、パークゴルフ場についてお答え申し上げます。

赤平市内にあります教育委員会管理のパークゴルフ場は、赤平パークゴルフ場、住友河畔広場パークゴルフ施設、翠光苑パークゴルフ場の3つでございますが、条例上有料化となっており赤平パークゴルフ場は、平成13年に水害のためシーズン中に閉鎖し、平成17年に再開するも芝の状況、設備などがいまだ十分な状況ではなく、また他市の有料パークゴルフ場と比較して有料に見合う環境ではないことから現在まで無料となっております。

赤平パークゴルフ場は、レイアウトはよいが、芝が悪いという状態を受けて、平成22年度に芝刈り機1台を購入し、委託日数もふやし、管理をしていますが、昨年一部のコースにおいて芝の不備等がありまして、利用者にご不便をおかけしたところであります。現在は、芝の張りぐあいを見ながら刈り込み等を行い、段差を少なくする努力をしている状況です。もうしばらくお待ちいただきたいと思えます。

平成22年度の利用者は5,753名となっております。委託先は赤平市高齢者事業団で、週4日間、芝の手入れ及び施設管理を実施し、毎週火曜日はパークゴルフ場を閉鎖して全面的に草刈り作業を行い、雨の場合は芝に配慮して手刈りに切りかえて作業を行っております。

住友河畔広場パークゴルフ施設は、赤平パークゴルフ場が水害で使用できなかった期間に代替として整備された施設でありまして、コースが平たんのため障害者や高齢者の利用も多く、平成22年度利用者は2,539名となっております。管理は教育委員会

で行い、2週間に1回のペースで芝刈り機を赤平パークゴルフ場から住友河畔広場パークゴルフ施設に移動して、建設課と共同で草刈り作業をしております。

翠光苑パークゴルフ場は、平成5ないし6年ごろパークゴルフ協会及びラブ・リバー推進協会がパークゴルフを利用できる場所として設置したものでありますが、今後の方針等についてパークゴルフ協会と十分な協議をしていきたいと考えております。

今後も利用者やパークゴルフ協会の要望等を聞きながら、可能な限り対応を心がけてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕ありがとうございます。

ただいま芝刈り機を1台購入したというふうにご答弁いただきました。乗用して使用できる芝刈り機、草刈り機が教育委員会の管理で2台あるとお聞きしました。1台はパークで使用、もう一台は別場所で使用しているということですが、その別場所のものに関しては今現在故障中というような情報を聞いておりますけれども、パークゴルフ場で活用するその1台でこの3つのパークゴルフ場の草刈り、芝刈りはすべて間に合っている状況なのでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 芝刈り機関係でご質問ありましたけれども、パークゴルフ場には平成9年購入の機械が1台、これは乗用タイプでございます。これにつきましては、トラブルが多く、修繕費が多くかかるということもありまして、現在修理には出しておりますけれども、もう既に14年目を経過しておりますので、場合によっては使用できないという可能性も出てくることはあると思えます。さらに1台につきましては、平成22年度に1台を購入していただきました。今は2台で行っております。

それで、パークゴルフ場は3カ所ございますので、今は実質1台、平成22年度に購入していただいたタイプでフル操業でやっているところでありますけれ

ども、確かに議員ご指摘のとおり現状今1台故障中
でありますし、1台新車ではございますけれども、
パークゴルフ場が3カ所ということで、確かに現場
を管理している者としてはちょっと厳しい現状であ
るということではあると思います。

以上であります。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 今パークゴルフ場の草刈
りということで3カ所の草刈り、教育委員会のほう
でということだったのですけれども、翠光苑にある
パークゴルフ協会で設置されたものなのですけれど
も、その草刈りは公園ということもあって私ども
のほうで草刈りを行っております。

○議長（獅畑輝明君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 当初僕もそうい
うふうに聞いてはいたのですけれども、パークゴル
フ場の芝に関しては教育委員会のほうでしていると。
そのほかの翠光苑の公園の周りのことは土木のほう
でしているというふうにお聞きしていましたが、そ
の辺はどうなのでしょう。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 済みません、私7
月までやっていたのですけれども、今赤平パークゴ
ルフ場の草刈りについては赤平の教育委員会がやっ
ていますし、住友河畔についても教育委員会でやっ
ておりますけれども、機械がパークゴルフ場につい
てはフェアウエー3センチ、ラフ6センチという規
定があって、公認コースを持っていると、公認をと
っているということで、今現在新しいもので行って
おるのですけれども、住友河畔についてはそういった
ものがありませんので、頻繁に刈っているもので
ございませぬので、隣のサッカー場の管理と一緒に
建設課と連携をとりまして一緒にやっているという
ことであります。翠光苑については、先ほど建設課
長が答弁したとおりであります。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 では、翠光苑の

パークゴルフ場は教育委員会の管理ではなくて、土
木のほうでパークゴルフ場のほうもやっているとい
うことでよろしいのでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） パークゴルフ場の施設そ
のものの管理というのは、設置をしたパークゴルフ
協会、それと教育委員会のほうで管理をしております。
ただし、草刈りについては、公園ということも
ありまして、草刈りは公園の一部ということで建設
課のほうで行っております。

○議長（獅畑輝明君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 わかりました。
管理のほうは教育委員会ということですが、連帯を
して、草刈りに関しては公園管理ということで土木
のほうでやっているということでもわかりました。

今後テニスコートやパークゴルフ場にかかわらず
市管理の社会教育施設や体育施設の整備、管理、チ
ェックはどのようにお考えか改めてお聞きしたいと
思います。また、類似施設、テニスコートにしても
パークゴルフ場にしても4つないしは3つというこ
とでありますけれども、類似施設の数や場所の見直
しなども民間団体とともに協議していく必要がある
のではないかと考えますが、これについてはどうお
考えかお聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 今後のスポーツ施
設の集約の計画につきましては、現在のところ確定
した計画などを持っているわけではありませんけれ
ども、今回の市民プール移転と同様に総合的な体育
施設として、その体育施設としての利便性を重視し
ながら進めていきたいと考えているところでござい
ます。

○議長（獅畑輝明君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 できればその利
便性を考えた構想を青写真などに表記していただい
て出していただけたら見通しが立つかなというふう
に感じます。

以上ですべての質問を終了します。ご丁寧なご答

弁大変ありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序2、1、第5次赤平市総合計画について、2、教育行政について、議席番号8番、菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 通告に基づき、一般質問をさせていただきます。竹村議員と同じように今回初めて市議会議員に当選をさせていただきまして、初めての質問でございます。一生懸命自分なりにやるつもりでおりますけれども、意に沿わない質問になってしまったり、そういうこともあるかと思っておりますけれども、答弁のほどよろしく願いいたします。

それではまず初めに、第5次赤平市総合計画についてという中のエルム高原の将来のビジョンについてお伺いをさせていただきます。エルム高原、家族旅行村等、これに昨年、そして本年と2年続けて補正予算がついたということで、補正予算が続けて毎年つくということには将来何か市にそういうビジョンがあるのかなというふうに思っております、もしそういうビジョンがあるのであれば、どのような構想があるのかということも含めてこのエルム高原の将来のビジョンについてお話をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 大綱1、第5次赤平市総合計画についての①、エルム高原の将来ビジョンについてということでお答えさせていただきます。

ただいまエルム高原に係る補正予算のお話がありました。昨年、平成22年度においては集中豪雨によるのり面と管理車道が陥没し、災害復旧費として予算計上したところでありますし、また温泉施設においても特に緊急を要する設備工事について12月に補正予算を計上したところであります。なお、今年度においては、今月上旬の集中豪雨と台風によりまして温泉施設横ののり面が一部崩れたことから、今定例会において災害復旧費として補正予算を提出したところであります。これまでも主に災害関係や緊

急を要する経費について補正で対応してきたところであります。

さて、エルム高原の将来のビジョンということでございますけれども、エルム高原につきましては当市の考え方といたしまして市民の憩いの場はもとより市内最大の観光施設、そして今後とも大切な施設であるという認識のもとから指定管理者であります赤平振興公社と十分協議しながら、将来的にも当市の観光の拠点となるよう計画的な施設整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 よくわかりました。

続きまして、2番目に、市長の6月の所信表明の中に世界的彫刻家、流政之氏の作品を地元の名所の一つとして、自然と芸術、そして観光が一体となった魅力ある部分をPRしてまいりたいと、こう述べております。私は、PRだけではなくて、その部分を核としながら、炭鉱遺産や赤平の物づくり企業の代表である産企協、あるいは商工会議所、そういった方々と連携をしながら、これを生かして赤平の観光ルートをつくったらどうだろうかというふうに思っておりますけれども、そういう用意があるかどうか、その件についてお聞きをしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） ただいまご質問ありましたとおり市長の所信表明でも述べておりましたが、本市としましても第5次赤平市総合計画の中で広域的観光ルートの開発としてエルム高原や炭鉱遺産を初めとする産業遺産、そしてすぐれた技術力を擁する市内の物づくりの企業との連携を図りながら、効果的な観光ルートマップの作成やインターネットを活用し、積極的なPRに努めていくという計画であります。こうしたことから、今後におきましては赤平商工会議所ですとか産企協赤平支部、赤平観光協会など関係団体と連携を図りながら、積極的なPRに努めてまいりますとともに、市内に人

を呼び込む施策としてエルム高原施設を有効に活用するためのエルム高原活性化計画の策定につきましても協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 結構でございます。ぜひ市内にはそういった物づくりにたけた企業たくさんありますし、赤平は人口は少ないとはいえまだまだ元気のあるまちだと思います。そういったことから、みんなが協力して努力をすれば必ずやいい観光ルートがこの赤平にはできるのでないかという期待を持っておりますので、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは、2番目の住環境の整備についてお伺いをさせていただきたいと思います。市長は、6月の所信表明で住環境整備に関しては人口規模に見合った公的住宅の戸数縮減を図りながら、建替事業を計画的に進めるということで明言をしております。そこで、茂尻春日団地、特に3丁目の部分においてのことですけれども、この建てかえについてお伺いをしたいというふうに思います。この団地は、現在も上下水道の設備が未完成でありまして、前市長の時代より、相当前になりますか、20年ぐらいになるのではないかなと思うのですけれども、建てかえの計画があったというふうに聞いておりますし、私もそういうふうに認識をしております。首長がかわれば計画が変わるというのは当然ではございますけれども、地域の人々はその計画が変わったことに大きな失望感を味わいました。そこで、今後この地域の開発、あるいは公園等も含めてですけれども、建てかえ計画を推進していただきたいと思っておりますけれども、どうお考えになっているかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） ②、住環境整備についてお答えをさせていただきます。

公営住宅の整備につきましては、公営住宅等ストック総合活用計画に基づき各地域の公営住宅等再編

に向けて、老朽住宅除却等管理戸数縮減を目指し、ふろなし公営住宅解消による居住環境整備等の改善を目的に含め、近隣複数団地を1団地に集約建てかえをすることにより効率的な維持管理を実現し、地域の活性化へもつながることから、計画的推進に努めているところであります。

近年の整備状況につきましては、豊里地区においては複数団地から幸団地へ、平岸地区においても複数団地から新光団地へのそれぞれ集約建てかえを終えて、平成20年度から26年度の計画で茂尻、百戸地区の集約建てかえを新春日団地で進める計画でありましたが、財政事情の悪化もあり、着手を先延ばしせざるを得ない状況となり、また事業着手以前に百戸北、南団地の浴場が使用不可能になったことから急遽移転いただき、平成19年度には翠光団地を含めた百戸地区の団地がすべて廃止となっております。

茂尻地区の現状といたしましては、昨年度茂尻第一団地1号棟が完成し、12戸の入居が始まり、今年度は2号棟12戸の建設を進めており、12月上旬には入居が始まる予定となっております。

新春日団地の移転状況といたしましては、計画時は管理戸数98戸に対し入居戸数は約3分の2の65戸でありましたが、建てかえに伴う移転を開始した昨年度初めには入居戸数は約2分の1の51戸となり、今年度建設の2号棟への入居に当たっては間取り等の関係もあり、新春日団地からの入居希望者だけでは全12戸の入居が見込めなくなり、予定より早く春日第一団地も移転対象となったことから、平成18年に春日第一団地を対象に説明会を開催していましたが、先日再度移転に関する説明会を開催したところであります。

今後につきましては、来年度以降の移転対象者となる新春日団地12戸及び春日第一団地38戸を対象として建てかえを進め、平成33年度までに7棟72戸の建設をもって完了の計画であります。移転状況によっては7棟建設前に完了ということも状況としては考えられますので、見きわめがつき次第ご報告をさせていただきます。

また、事業完了に伴う春日第一団地用途廃止後の活用につきましては、茂尻地区及び市内全域のこれからの土地利用を考慮した中で有効活用を検討してまいりたいと考えております。

そのほか茂尻地区にあります春日第二、第三団地につきましては、平成6、7年度に水洗化、21、22年度には費用対効果を見きわめ、長寿命化計画のもと屋根改善を行っております。また、新町、栄町団地につきましては、平成21年度水洗化を終えて、来年度は新町団地の屋根改善も計画しており、元町東団地につきましても長寿命化計画の中で今後屋根改善等を行う計画となっております。

茂尻第一団地の事業先延ばし等により地域の方々にはご不便をおかけしましたが、建替事業の計画的な推進や既存団地の長寿命化など維持保全に努め、良好な住環境の整備を進めてまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕大変丁寧なご説明いただきました。ありがとうございます。いずれにしても、住環境整備については、茂尻地区はかなりおけているというふうに私は認識しております。特段のご配慮をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、市立病院の経営安定の取り組みについてお伺いさせていただきます。現在本市では健全化計画に基づきまして病床の再編、あるいは一般会計からの繰入金の前倒し等によって不良債務の解消に努力をしております。また、医師を中心に医療技術者との連携、あるいは職員の懸命な努力、これらに頭の下がる思いがあります。今病院で一番求められているものは医師不足対策でありますけれども、どのような方法を現在とっているのかということをお尋ねしたい。お願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 大綱の1、第5次赤平市総合計画について、③の市立病院経営安定の取り組みについて、その中の医師不足対

策についてお答えいたします。

現在病院経営の安定化に対する喫緊の課題は、医師確保であります。その取り組み状況としては、北海道3医大への医師派遣要請、北海道地域医療振興財団並びに民間医師紹介会社からの転職情報などを中心に医師確保活動を進めております。しかしながら、全国的に地方の医師不足は深刻で、北海道でも都市部に偏在しており、地方の医師確保は困難をきわめているのが現状であります。そこで、これらの活動に加え、特にこの一、二年は当院に在籍した経緯のある方、また親類や出身などをつてに赤平にゆかりのある方に対し積極的にアプローチしており、これからも引き続き努力してまいりたいと存じます。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕ただいまの医師確保については、大変難しい問題ではありますけれども、病院、そして地域、あるいは行政も含めて努力を絶対やめないという、継続をしてやっていくということに力を入れていただきたいというふうに思います。

次に、病院の経営安定の取り組みの中で研修医の問題について私なりの意見を述べさせていただきますながら、ご意見をちょうだいしたいというふうに思います。私は、地方の医師不足の中、市立病院に研修医を呼び、育てることも医師確保の一つの方法あるいは手段だというふうに考えております。それは、研修医と地域あるいは病院、行政とが一体となって意見を交わし、研修医が赤平に来ていただける、あるいは勤務をしてもらえる、そういう環境を我々赤平がつくってあげることが必要であるというふうに考えます。研修医のサイクル化というか、ローテーション化というか、そのようなシステムをつくったらいいのではないかとこのように思います。また、研修後1年間は病院に残ってもらう努力、あくまでもこれは研修医の都合にも、あるいは意思にもよるのではございませんけれども、現在例えば研修

医の経験者であった島子先生なんかは、札幌に行ってもやっぱり赤平のことを思って、月に2度ぐらいですけれども、赤平に診察に来ていただいていると。こういう先生と地域との密着な関係を研修医とつくり上げるといことが医師確保の最短距離といつか、そういった部分で物すごく効果があるのではないかなというふうに私は考えております。そこで、市立病院に通勤していただいたり、あるいは今言ったように病院に月に一度でも二度でも来ていただける体制づくり、そういうことに努力することが大事だと思いますし、そういったことから研修医についてどのように考えているのか、これをできたらお尋ねしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（獅畑輝明君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 研修医のサイクル化、ローテーション化についてお答えいたします。

当院では、現在初期臨床研修医が2名勤務されておりまして、研修終了後の3年目となる医師につきましても診療に大きな役割を担っていただいているところでありまして。また、前段でも触れましたとおり、現在の医師確保活動につきましても当院で研修を終えられた医師の方々を中心に展開しているところでもあります。したがって、いまだ医師が充足されない状況では、一つの方策として2年間の研修が義務づけられている初期臨床研修医につきましても、医師確保という観点からこれからは努力していきたいというふうに考えております。

また、研修終了後の3年目以降には継続して当院へご勤務いただくよう病院内外にて懇談の場を設けながら、就労環境の整備や意思の疎通を図ってまいりたいとも考えております。あわせて研修医につきましても、3年目に新たな研修を希望されることもあるため、当院に在籍しながら研修できるよう、その受け入れ先について積極的に近隣の中核病院へ働きかけてまいりたいとも考えております。また、他院にご勤務されましても訪問診療など診療応援をしていただいている実績もあることから、今後も医師

とのネットワークを絶やさぬよう進めてまいりたいと考えております。

以上、現状の医師確保対策と臨床研修医確保の見通しについてご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕全国的に地方の医師不足の中、将来の赤平市立病院の医師確保並びに経営の安定化に向けて、確かに研修医を呼ぶことによってお金はかかりましようが、研修医に対する先行投資が赤平ではこれから市立病院が今の総合病院として存続していく以上必要だというふうに私は思っております。病院の方々にまず敬意を表しながら、この先行投資をぜひやっていただきたいというのが私の意見でございます。その意見を申し述べさせていただいて、この案件についての質問を終わります。

続きまして、教育行政についてでございます。教育長の所信表明におきまして学校教育条件整備審議会からの答申を受けた上で、学校の統廃合を進めていくというふうに明言をしております。先般この答申が出たことはご存じのことと思ひます。その中で、小学校においても中学校においても早期の学校統合が必要であると申し述べられておりますけれども、計画期間は平成24年から33年度の10年間と。その中でも24年から28年度を前期、29年から33年度を後期と位置づけております。小中どちらも前期の統合が、しかも早い時期と答申されている中で、できるだけスピーディーに時期を明確化して統合計画を推進すべきだというふうに思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 教育条件整備についてお答え申し上げます。

昨年9月から市内の小中学校の適正配置について審議していただきました学校教育条件整備審議会からの答申が出されたということは、市議会の関係委員会にもお知らせしたところであります。その中でも10

年間と設定した期間のうち、前期についてはできるだけ早くとの答申であります。これは少子化が予想を超えて進行しており、児童生徒の適正規模での教育環境の確保を急ぐべきだとのことであります。現在教育委員会内部では、本答申を尊重しまして、具体的な配置計画の策定の準備を進めているところであります。現段階で時期を明示することはできませんけれども、早期にとの答申の内容を尊重させて進めていく所存であります。

いずれにしても、実際に子供を通学させる保護者の意見が重要であります。また、校舎等の整備についての準備も必要となりますので、それらを勘案しながら、赤平の子供に対してのよりよい教育環境の整備という趣旨を第一に関係各方面と十分協議しながら、効果的な配置計画として進めてまいりますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 お話はよくわかりました。ただ、炭鉱がなくなった、赤平のまちに炭鉱がなくなった、人口が激減したよ、みんなよそのまちに行ってしまったと、これはわかります。例えば生徒が急激な激減をしたというのは、僕は当てはまらないと、教育に関しては当てはまらないというふうに考えております。例えばことし赤ちゃんが100人生まれたら、7年後には100人の赤ちゃんが1年生になるのです。13年後には中学生になるのです。よっぽどの大きな事故があったり、団体でこのまちからいなくなったりしなければ、7年後の赤平の小学校の入学生は何人いるかということはわかるはず。だから、今言ったような子供の急激な激減によって統合が強いられたというのは、僕は違うと思うのです。もっともっと先を見て、そして7年後には小学校の入学生が例えばことし100人生まれたら100人しかいないよと、あるいは複式学級ができるよということであれば、その前から対応して行って、そういうところになる前に統合を考えるというのが私は教育関係者の役目だというふうに思います。ぜ

ひ今後学校統合につきましては、スピーディーな対応をとっていただきたい。時期を明確にしなければいつまでたっても5年間かかります。前期いっぱいかかります。まだあと2年ある、まだ3年あるというふうになります。ですから、そうでなくて、やっぱりきちとした目標を立てて、そこに向かって努力をする。前期の中でどうしてもやるのだと、そういう気持ちを持ってやらないとこれはできません。ぜひともスピーディーな対応をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、スポーツの振興についてお伺いいたします。さきの条件整備にも関係があると思いますけれども、小学校や中学校では団体競技のクラブ活動ができないという現実がございます。例えばサッカーを一例にとりますと、スポーツ少年団という団体がありますけれども、地域や父兄が中心となって応援しておりますけれども、中学生になったらその受け皿がないと。せっかく身につけた技術が中学校でクラブ活動や何かがないために発揮できないという、そういう現実があります。そのような子供たちの芽を摘むようなことを解消するためにも、あるいは父兄たちのためにも広域的なクラブ活動も含めてそういう子供たちの悩みを解消する方法を考えてほしいというふうに思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） スポーツの振興についてであります。本市の中学校の部活動については、生徒数の減少の影響から部の数が減少傾向にあります。ただ、そのような状況の中でも内容の充実した活動を展開していると私は考えておりますが、しかし中学校での部活動はすべての生徒の要望にこたえるだけの種目があるわけではございません。サッカーを例にされましたけれども、サッカーは小学校を対象とした少年団が活動しておりますが、現在市内の2つの中学校ではサッカー部がない状態であり、せっかく小学校時代にサッカーに打ち込んでいても中学校入学後は別の部活動を選ばざるを得ない

ということは議員ご指摘のとおりであります。

そこで、そういった広域的な連携での部活動を展開できないかというご指摘ですが、中体連では少子化の影響もあって、単独で出場できない学校に対して近隣校との合同チームを結成というのを認めているところですが、しかし、生徒数減少の中で学校での新たな部活動を起こすということは、学校内での体制の問題もございまして、生徒の安全な部活動のためには指導教員の存在も不可欠になっているところですが、新たな部活動の開始については、いろいろな問題もありますけれども、学校の体制がどうあるかということが大変大きく、学校の判断が大きな要因になっております。教育委員会としては、新しい部活動の希望者が多く、なおかつ学校での体制が見込めるものであれば学校と連携して対応してまいります。

なお、先般出されました学校教育条件整備審議会の答申でも中学校については適正規模の教育には部活動の活性化についても含まれると解釈しておりますので、ご理解賜りますようお願いするところです。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕確かに学校の問題はあると思います。学校が許可しない部分について教育委員会がやれとは言えません。ですけれども、そういう部分については学校がうんと言ってくれないから我々はできないのだけではなくて、もっと子供たちのために前向きに考えていく、やるのだ、できるのだ、そういう気持ちを持って事に当たれば、必ずや何か地域の人方の協力も得ながらできるというふうに私は考えます。ぜひそういう前向きな気持ちを忘れないで努力をしていただきたいというふうに思います。

最後の質問になります。スポーツの振興についてのプール事業についてでございます。新しいプールが完成して、6月より9月までの間で本年度は終了するというふうに聞いております。先ほどの教育長の説明にもありましたように、プール事業も大幅な

利用増にあることはよくわかりました。利用されている方々には、スポーツの振興の観点から指導員を呼んだりして泳ぎ方の練習を受けているという人もふえているようでございます。また、一方では健康維持のために、あるいは体の肩が痛い、腰が痛い、ひざが痛い、そういった人方が歩くコースの利用、そういったことでプールを利用している人も多く聞いております。この6月から9月の4カ月間で終わるのは非常に残念だなというような声も聞かれておりますけれども、例えば利用している市民の方々がもうちょっと早くから始めてよと、もう少し遅くまでならないかというような形の中で期間のあり方についてももう少し考えていただけることができるのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） スポーツの振興について、プール事業についてお答え申し上げます。

市民プールの開設期間を早めたり、延長できないかのご質問であります。今回オープンいたしました市民プールにつきましては、開設期間は昨年より1カ月延長して6月12日から9月30日まで、使用時間については昨年より2時間延長して午前10時から午後9時までとしているところであります。オープンしたばかりのプールということと多くの体験講習会等の実施によりまして、教育行政の中でも報告させていただきましたが、8月末現在の全体の利用者は前年比約2倍の8,822名となっております。中でも一般の利用者は、前年比約7倍の3,231名となっているところであります。市民プールは、あくまでも期間限定の施設でありますので、加温が34度までしかできないことや室内の暖房設備は採暖スペースのみであること、さらに燃料費や委託料の増加などの問題などもありますことから、9月の利用状況等も含めた中で総合的な判断をしてみたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 いろんな質問を初めての議員の私がさせていただいたのですが、まだまだ十分勉強しなければならないなということを感じられた質問でありました。今後もまたいろんな形の中で勉強して、皆さん方にもっともっと中身のあるわかりやすい質問をさせていただきたいというふうに思います。

きょうはご丁寧な答弁していただきまして本当にありがとうございました。以上で質問を終わらせてもらいます。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時34分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)